

共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり

～地域共生社会・地域協創のまちづくり実現に向けて～

# 第2次葛巻町地域福祉計画

【平成30年度～平成39年度】



平成30年3月

葛 巻 町

# 葛 卷 町 民 憲 章

昭和50年5月15日制定

葛巻町は、雄大な北上山系の山ふところにつつまれた自然のきびしい町です。

わたくしたちは、先人のたくましい意志を受け継ぎ、町民の限りない幸せを願い、住みよい町づくりをめざしてこの憲章を定めます。

## 第 1 章

幸せな輝かしい未来のために、たくましい体力と気力、知性と創造性に満ちた人を育てる、教育の町づくりにつとめます。

## 第 2 章

明るく楽しい生活のために、きまりを守り、温かい心をもって、互いに助けあう、福祉の町づくりにつとめます。

## 第 3 章

豊かな美しい郷土のために自然を愛し、資源の活用に関心をもち、力を合わせて、生き生きと働く、産業の町づくりにつとめます。

## ご あ い さ つ

近年、人口減少・少子高齢化はますます進行し、社会構造の変化だけでなく、地域での関わりや住民同士のつながりの希薄化など、様々な問題が生じています。地域社会の存続の危機に直結しているところもあり、この危機を乗り越えるためには、それぞれの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられています。地域力強化を考えるに当たっては、福祉の領域を超えた地域全体が直面する課題を、改めて直視する必要があります。



こうした考えのもと、地方創生や、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みが進められており、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる、地域共生社会の実現が求められています。

町では、平成20年3月に「共に支え合う福祉のまちづくり」を目標に、「葛巻町地域福祉計画」を策定し、社会情勢や住民のニーズの変化を的確に計画に反映するために、中間年度には見直しを行い、町社会福祉協議会と連携しながら地域福祉の推進に努めて参りました。

その間、平成23年3月には未曾有の被害となった東日本大震災の発生、平成28年8月には岩手県に上陸し多大な被害をもたらした台風10号の豪雨災害を経験し、平時から地域における支え合いや行政機関と関係機関が連携、迅速な避難支援活動ができる体制づくりが、大変重要であることを再認識し、本町においても災害に強いまちづくりを進めてきました。

この度、計画の策定から10年が経過したことから、前計画を改定し「共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり」を基本理念に、行政だけでなく、地域住民、事業者、関係団体、関係機関が協働して「地域共生社会」を創りあげていく「地域協創のまちづくり」の実現をめざすものです。

計画の推進にあたっては、行政はもとより事業者、関係団体、関係機関、住民一人ひとりがそれぞれの役割を担い、連携し推進していくことが地域福祉につながります。皆様の積極的な参画とご協力をお願いいたします。

計画の策定にあたり、ご協力いただきました葛巻町地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力くださいました町民の方々、関係団体、関係機関の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

葛巻町長 鈴木重男

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の目的	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	3

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

1 葛巻町の人口構造等	4
(1) 人口の推移	4
(2) 世帯構造の状況の推移	5
(3) 出生数の推移	6
(4) 少子高齢化の状況	6
(5) 保健福祉対象者の状況	8
2 地域福祉を支える各種団体等	13
(1) 民生児童委員	13
(2) 社会福祉協議会	14
(3) 自治会	14
(4) 老人クラブ連合会	14
(5) 婦人連絡協議会	15
(6) 青年連合協議会	15
(7) 消防団	16
(8) 保健委員協議会	16
(9) 食生活改善推進員協議会	17
(10) P T A連合会	17
(11) 青少年育成ネットワーク	17
(12) ボランティア団体	18
3 アンケート調査結果からみた評価と課題	19
(1) 住民満足度の評価について	19
(2) 将来もこの地域で暮らしたいか	25
(3) 困っていることや不安に感じていることについて	26
(4) 相談相手について	27
(5) 隣近所とのつきあいについて	27
(6) 隣近所に手助けできること・手助けしてほしいこと	29

(7) 地域での活動状況について	31
(8) 現在参加している地域活動について	31
(9) 活動参加の支障となるものについて	32
(10) 高齢者・障がい者・児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項について	33
(11) 地域福祉において住民と行政とのあるべき関係について	34
(12) これからの地域福祉で優先的に取り組むべき課題について	35

### 第3章 地域福祉施策の推進の方向

1 基本理念	37
2 基本方針	37
3 各福祉分野における共通取組事項	38
4 重点取組事項	38
5 施策の体系	39

### 第4章 各論 基本方針と基本目標

#### 基本方針1 誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくり

基本目標1 地域で暮らす	
① 生活基盤づくり	41
② 交流の場づくり	42
③ 生活困窮者の自立支援	43
基本目標2 生きがいをもつ	
① 健康づくり生きがいづくり	44
② 各種団体の活動支援	45
③ 社会的孤立の防止	46

#### 基本方針2 地域福祉を支える人材育成と仕組みづくり

基本目標1 ひとを育てる	
① 思いやりの心と福祉教育	48
② ボランティアの育成	49
③ 専門職の育成	50
基本目標2 仕組みを育てる	
① 福祉サービス利用の支援	51
② 包括的相談支援体制の整備	52
③ 地域包括ケアシステムの深化・推進	54
④ 権利擁護制度の利用促進	55

### 基本方針3 地域協創のまちづくりに向けて

#### 基本目標1 連携・協働・協創する

- ① 生活支援体制の整備……………57
- ② 関係団体等との連携・協働……………58

#### 基本目標2 安心・安全をつくる

- ① 災害時等の支援体制構築……………59
- ② バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進……………60

### 第5章 計画の推進に向けて

- 1 地域福祉計画の推進・調整……………61
- 2 計画の評価……………61

### 資料編

- 1 葛巻町地域福祉計画実態・意向調査
  - ① 地域福祉実態・意向調査要領……………63
  - ② 地域福祉計画実態・意向調査結果……………64
  - ③ 自由記載欄から……………74
- 2 葛巻町地域福祉計画策定委員会設置要綱……………76
- 3 策定委員会委員名簿……………77
- 4 関係法令……………78
- 5 用語解説（\*の付いた強調文字）……………81

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景

私たちを取り巻く社会情勢をみると、人口減少・少子高齢化はますます進行し、また近隣同士の結びつきの希薄化、価値観の多様化も広がっていると言えます。その中で、家庭や地域からの孤立、経済格差の広がり、貧困の連鎖などもみられ、社会からの援助を必要とする人たちが増えています。

近年のこうした状況を解決・改善していくために、当事者の努力（自助）、地域の支え合い（共助）、公的な支援や社会保障制度（公助）の3つを組み合わせ、お互いに助け合い、支え合う地域づくりの重要性が高まり、町では平成20年3月に「葛巻町地域福祉計画」を策定し、平成24年度に見直しを行い、平成29年度までの10年間にわたり各種福祉施策を展開してきました。

その間、国においては**地方創生\***や**ニッポン一億総活躍プラン\***（平成28年6月2日閣議決定）において、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「**地域共生社会**」\*の実現が重要であり、そのような地域づくりを育む仕組みへと転換していく必要があるとうたっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災は本県をはじめ東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした多くの命が犠牲となりました。さらに平成28年8月に上陸した台風10号の豪雨災害では、町内での人的被害はなかったものの、道路・橋梁、農地、家屋等に被害をもたらした。改めて、防災及び減災体制の強化と地域コミュニティを中心とした地域での支援・連携体制のさらなる充実が求められているところです。

### 2 計画の目的

この計画は、だれもが住み慣れた地域で自分らしさを発揮しながら、地域住民や行政をはじめ地域に関わるすべての人と力を合わせて、共に支え、支えられて、いきいきとして安心して暮らすことができる「地域福祉のまちづくり」実現を目的に策定するものです。

### 3 計画の位置付け

#### (1) 計画の位置付け

葛巻町総合計画（2016～2030）の基本目標を実現するための部門別計画として位置付けられます。

また、平成30年4月施行の社会福祉法の中で、これまで任意とされていた地域

## 第1章 計画の策定にあたって

福祉計画の策定が市町村の努力義務とされるとともに、高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることで、各個別計画の上位計画として位置づけられています。

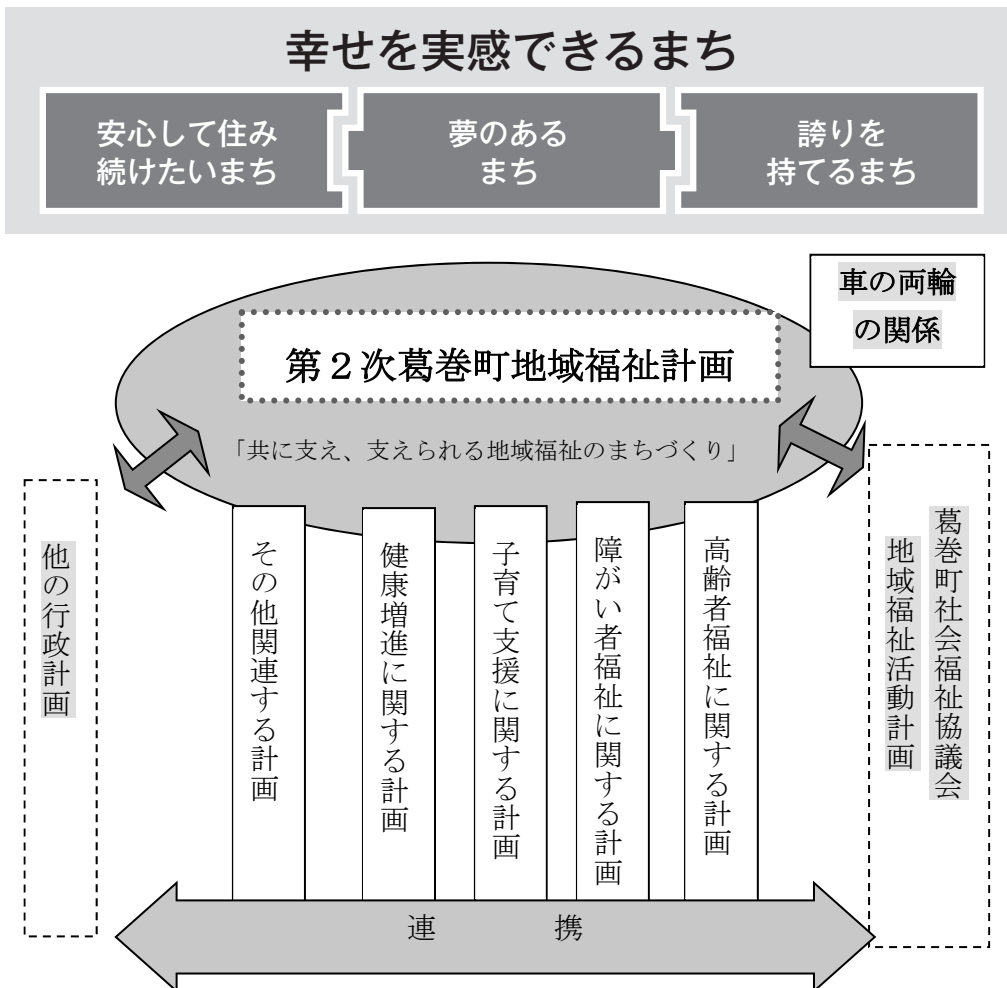
### (2) 他の個別計画等との関係

本町の保健・福祉分野別の計画として「高齢者健康福祉計画」※、「障がい者福祉計画」※、「子育て支援事業計画」※、「健康くずまき 21 プラン」※、「自殺対策計画(仮称)」※等があり、それぞれの計画との共通理念の共有、方針・方向性の整合性を図り推進する計画です。

さらに、町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、車の両輪のような関係にあり、連携して取り組むことを目指します。

### 葛巻町基本構想

#### 葛巻町総合計画（基本理念）





4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年（2018）年度から平成39（2027）年度末までの10年計画とします。

なお、次期計画は本計画の中間年度である平成34年度中に見直しする予定です。ただし、計画期間中、社会情勢や制度改正にも柔軟に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

本計画の期間が終了する平成39年度までに、新しい町の基本構想に即した第3次地域福祉計画の策定を行うものとします。

【計画の期間】

主要な関連計画	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
町地域福祉計画					○					◎
介護保険事業計画・ 高齢者健康福祉計画			◎			◎			◎	
障がい者福祉計画						◎				
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画			◎			◎			◎	
子ども・子育て支援事業 計画		◎					◎			
健康くずまき21 プラン	○					◎				
自殺対策行動計画 (仮称)	◎					◎				
町地域福祉行動計画 (社会福祉協議会)	◎				◎					◎

◎策定時期 ○見直し →計画期間

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

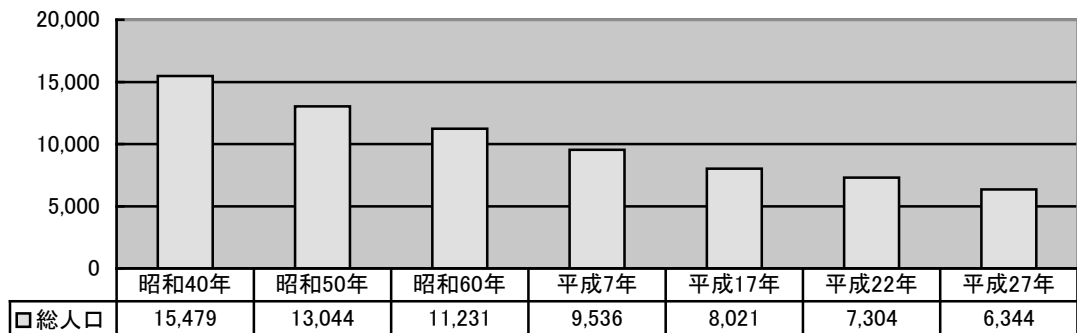
### 1 葛巻町の人口構造等

#### (1) 人口の推移

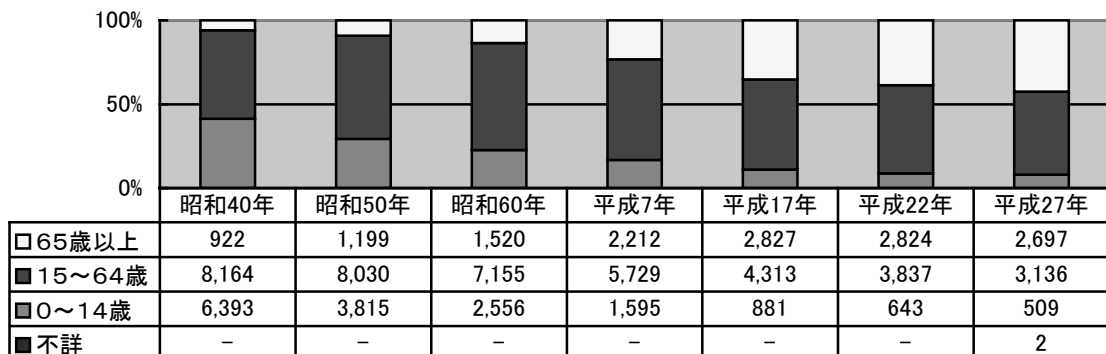
町の人口推移を見ると、昭和40年に1万5千人以上あった人口は、徐々に減少し続け、平成7年には1万人を割り、平成27年には6,344人と昭和50年の半数以下になっています。

また、年齢層別に年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）、老年人口（65歳以上）に分けてみると、昭和40年代は年少人口の割合は4割台であったものが、昭和60年代以降は2割を割り込み平成27年は8割まで落ち込んでいます。老年人口は平成17年まで年々増加していましたが、平成22年以降は減少に転じてることがわかります。

総人口の推移



年齢別人口の推移



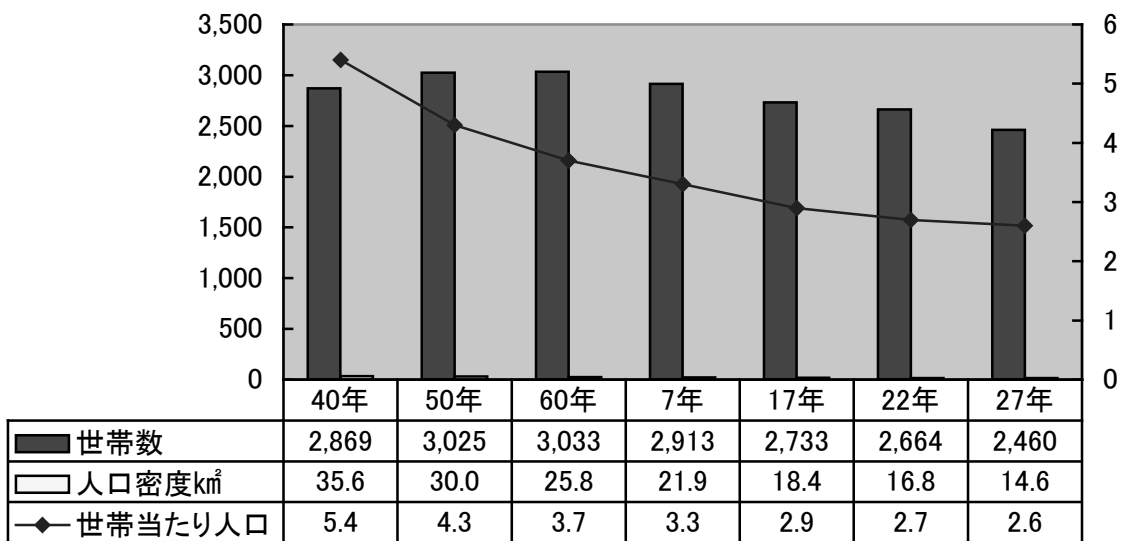
資料：国勢調査

(2) 世帯構造の状況の推移

世帯数は、昭和60年までは増加傾向で推移していましたが、昭和60年をピークに減少し続け、年間約20世帯ずつ減少しています。

また、平均世帯人員も、昭和40年代は5.4人であったものが、出生数や核家族化などにより、平成27年には2.6人となっており、世帯の形態が著しく変化しています。

世帯数の推移

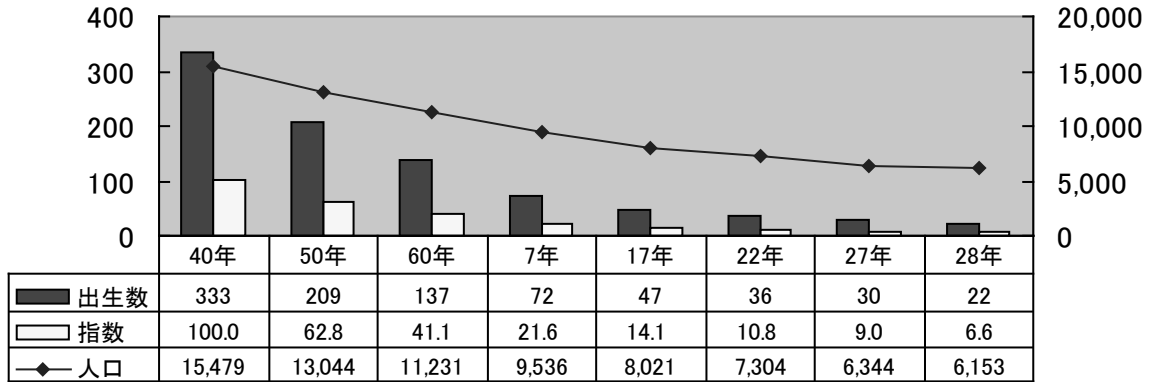


資料：国勢調査

(3) 出生数の推移

本町の出生数は、昭和40年に333人でしたが、徐々に減少を続け、平成5年以降は100人を割り込み、昭和40年を100とした指数では、平成22年は10.8、平成28年は6.6と大幅な減少で推移しています。

葛巻町の出生数



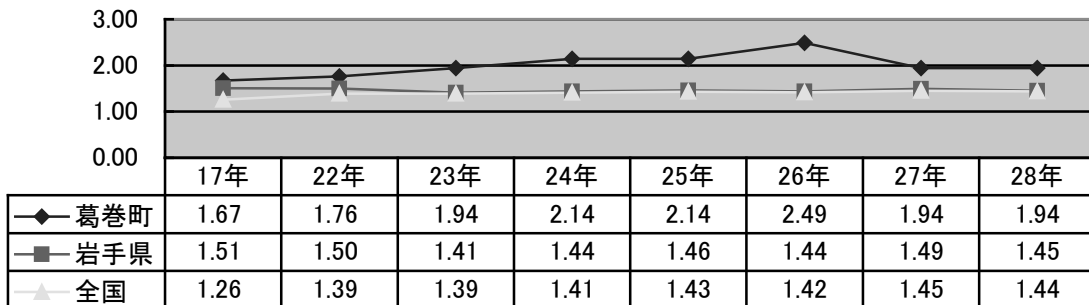
資料：国勢調査、人口移動報告年報

(4) 少子高齢化の状況

★ 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む子どもの数を表す合計特殊出生率を見ると、本町は岩手県平均、全国平均を上回って推移しています。平成24年から26年にかけては、県平均、全国平均を大きく上回りましたが、平成27年以降は減少に転じています。

合計特殊出生率の推移



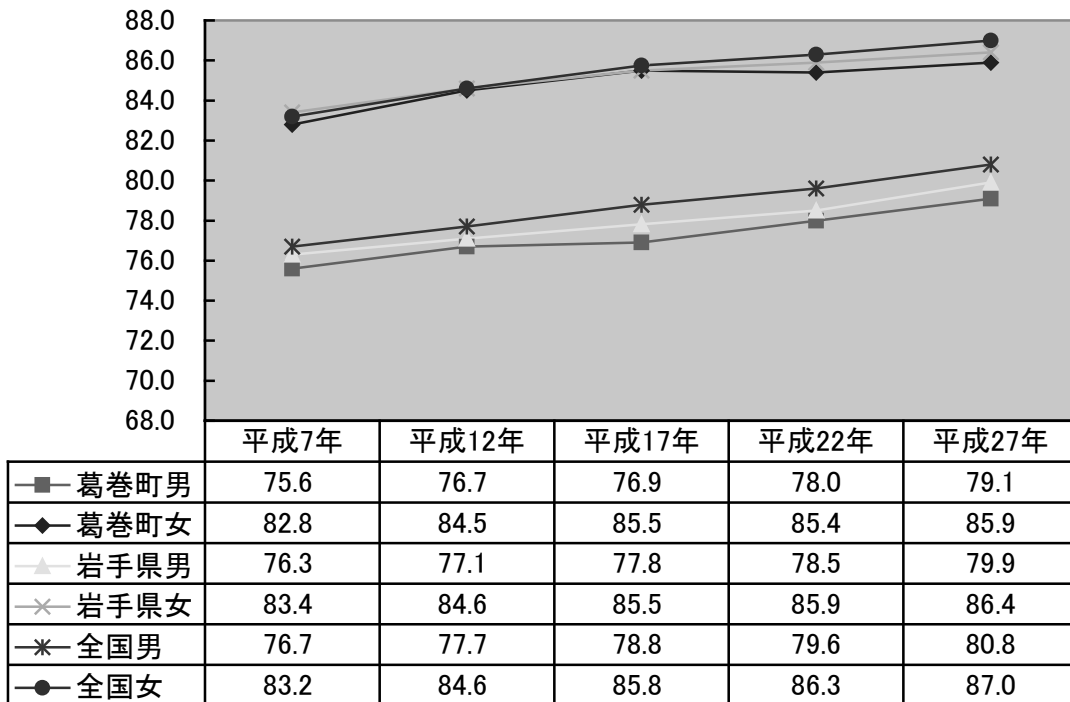
資料：保健福祉年報

【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女性の年齢ごとの出生率の合計で、一人の女性が生涯に生む子どもの数を表します。

★ 平均寿命の比較と推移

町の平均寿命は、男性については各年代において、全国平均、県平均を下回っている状況です。女性については、昭和60年から平成7年頃までは全国平均、県平均を下回っていましたが、平成12年頃から概ね全国平均、県平均と同程度の値になっています。

平均寿命の比較と推移



資料：市区町村生命表、完全生命表

(5) 保健福祉対象者の状況

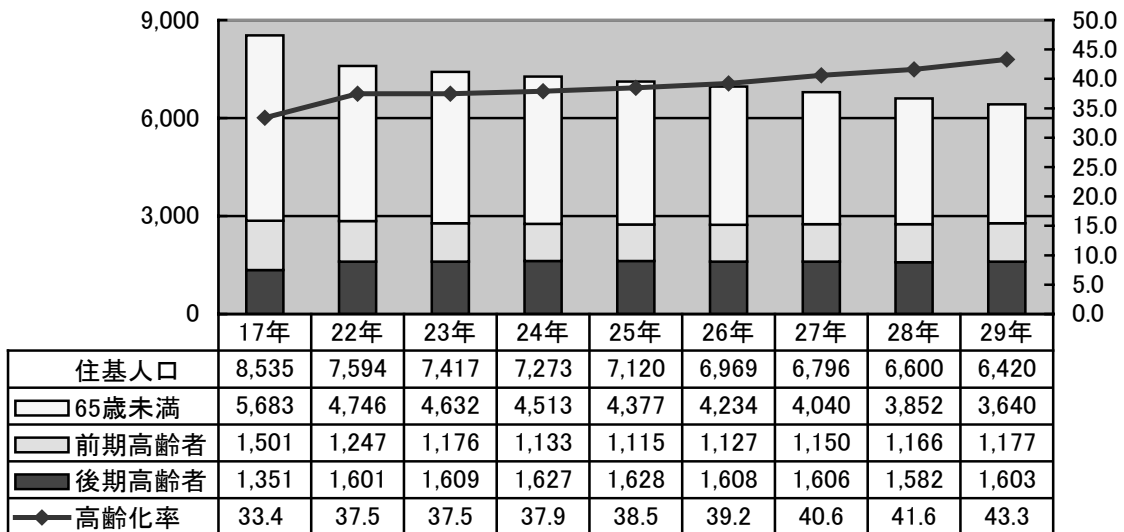
ア 高齢者の状況

本町における高齢化率を住民基本台帳で見ると、平成17年では33.4%でしたが、平成29年は、43.3%となり、この12年間で10.1%上昇しています。前期高齢者と後期高齢者の増減を比較すると、前期高齢者は324人減少し、後期高齢者は252人増加となっています。

町では、平成18年度に地域包括支援センターを健康福祉課内に設置し、高齢者福祉を取り巻く様々な問題に対し相談援助を行っています。特に、高齢者のみの世帯、一人暮らしの高齢者やその家族に対し、要介護状態とならないための介護予防サービスや生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立と生活の質の向上に努めています。

また、生活環境及び経済的な理由等により、在宅で生活することが困難な高齢者は、町が養護老人ホーム「葛葉荘」（定員50人）や県内の養護老人ホームへの入所措置を行います。

高齢者数の推移



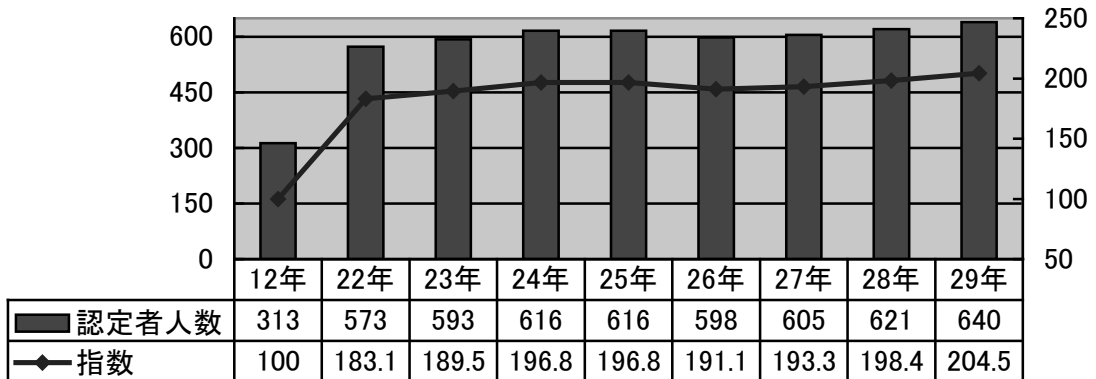
資料：葛巻町住民基本台帳（4月1日現在）  
 前期高齢者（65歳以上75歳未満）  
 後期高齢者（75歳以上）

イ 介護保険制度

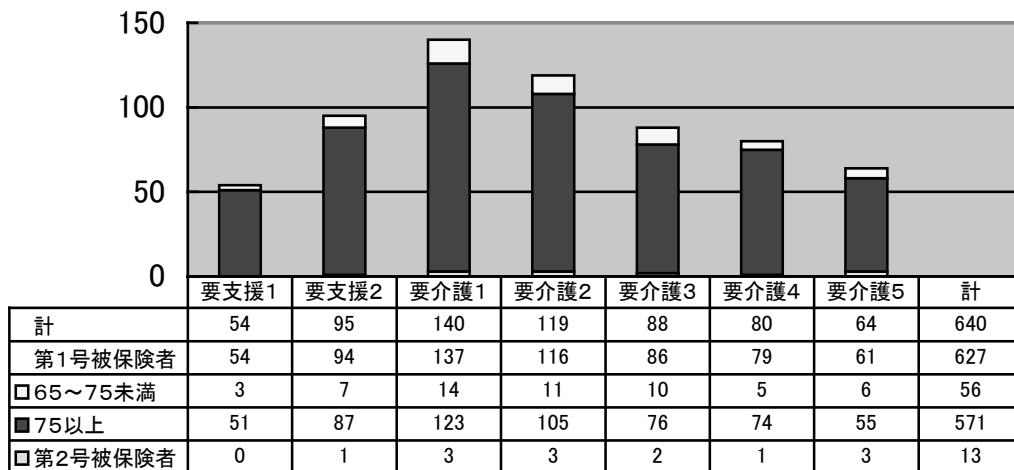
制度発足から17年が経過した介護保険制度は、年々その規模を拡大しています。制度が開始された平成12年4月は要介護者認定者数は313人でしたが、平成29年には2.1倍の640人となり、このうち535人が実際に保険給付を受けています。保険給付の内訳は、約60%の方が居宅介護サービスの給付を受けており、在宅でサービスを利用しながら生活している方が多くいることがわかります。

また、近年の地域密着型施設の開所を受けて、**地域密着型サービス**※の利用者も増加しています。

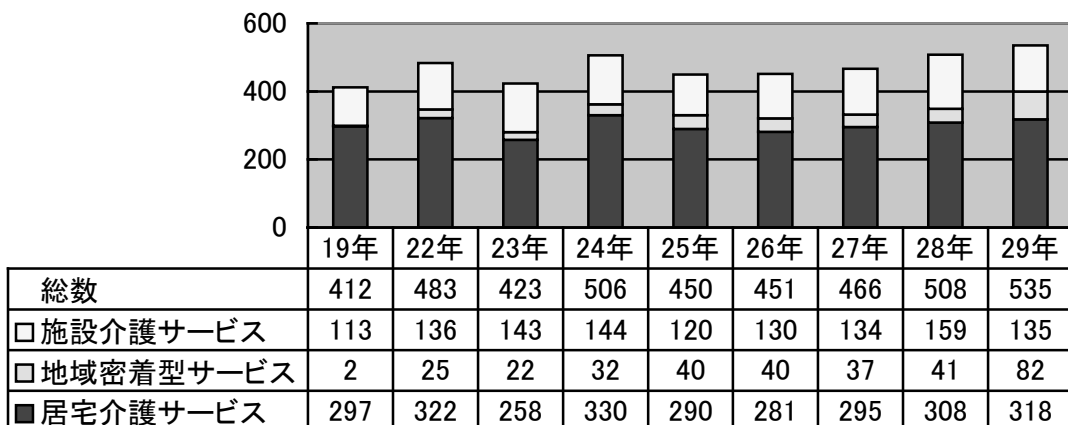
★ 要介護認定者の推移（4月1日現在）



★ 介護保険認定状況（平成29年4月1日現在）



★ 介護保険サービス受給者数（4月1日現在）



## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

### ウ 障がい者福祉の状況

平成29年2月末の身体障害者手帳の所持者は、362人で、知的障がい者（児）の療育手帳の所持者は91人、精神障害者保健福祉手帳の所持者は51人、自立支援医療（精神通院）受給者は126人、障がい者と同様の生活状態にあると思われる難病患者（特定疾患医療受給者証所持者）は60人となっています。各種障がい者手帳所持者はここ数年、ほぼ同程度で推移していますが、対象者の高齢化及び重度化が進んでいるほか、対象者を支える家族の高齢化及び対象者が単身となり親族が支えるケースが増加傾向にあり、対象者の孤立化や親亡きあとの支援が課題となります。

また、難病患者及び自立支援医療（精神通院）の受給者は、助成制度の周知や関係機関との連携により、ここ数年増加傾向にあります。

障がい福祉サービス等の利用者のうち、約6割が町外で入所施設やグループホーム<sup>\*</sup>を利用して利用しています。町内では、ホームヘルパーによる居宅介護や就労継続支援等のサービス利用が中心であり、このうち就労継続支援者が増加傾向となっています。

障がい者等ができるだけ身近な地域で様々な支援を受けられるように、障がい福祉サービスをはじめとする各種支援の充実を図るとともに、障がいの有無に関わらず住民相互に人格と個性を尊重し、互いに助け合う地域社会の実現が必要です。

### ★障がい者数の推移

区 分	18年度	23年度	25年度	27年度	28年度	29年度
身体障がい者	523	430	420	390	379	362 (116)
知的障がい者	93	94	96	87	91	91
精神障がい者	32 <sup>※1</sup>	38 <sup>※2</sup>	46	56	57	51
自立支援医療 公費負担者	80	114	114	122	129	126
難病患者	39	53	59	67	66	60

<sup>※1</sup>は17年度、<sup>※2</sup>は22年度の数値、( )はうち要介護認定者数

### ★障がい福祉サービス利用者数

区 分	18年度	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度
施設入所者	34	25	28	27	25	25
グループホーム・ケアホーム	10	17	18	22	22	23
居宅サービス利用者	24	13	9	8	6	10
すずらん工房利用者	18	15	16	19	20	18

資料：健康福祉課

※すずらん工房は23年度より就労継続支援B型事業所すずらん工房へと移行した。

※「グループホーム・ケアホーム」は、平成26年度より「グループホーム」に一本化された。

※25年度以降の居宅サービスは、訪問系サービスと短期入所の利用者の合計。



エ 児童福祉の状況

本町は、岩手県内でも人口減少の割合が最も高い地域の一つとなっており、0～5歳児数を見てみると、直近5か年（平成25年度～平成28年度）ではほぼ横ばいでしたが、平成29年度には大幅な減少（24人）が見られました。

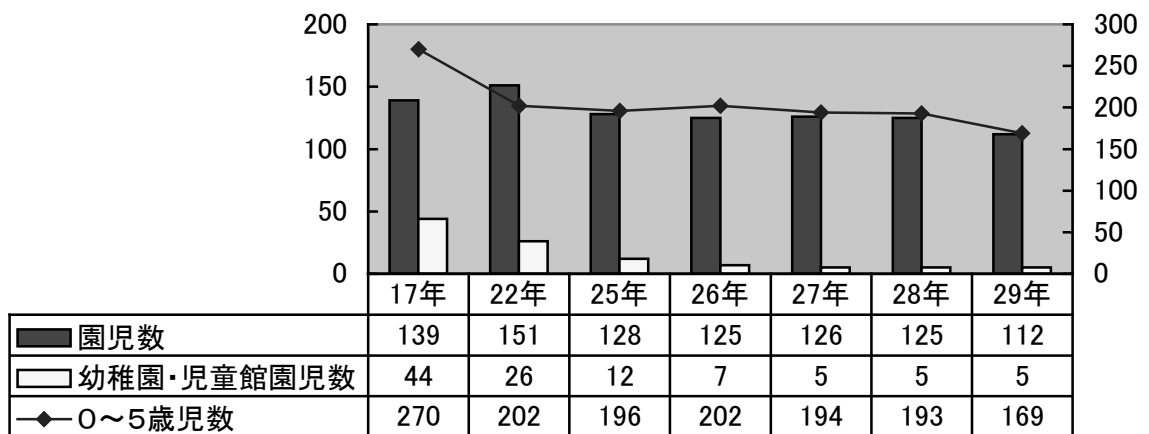
また、入園児童数も年々減少傾向にあり、0～5歳児数と同様、平成29年度には大幅に減少（13人）しています。しかし、4月1日以降に入所する園児も多く、年度末では毎年度140人程度の園児が町立保育園または児童館を利用しています。

児童クラブについては、これまで対象児童が小学1～3年生とされていましたが、平成27年度から小学6年生までに拡大し、利用者が増加しています。平成28年度では五日市児童クラブ及び江刈児童クラブの利用者は0人となりましたが、平成29年度においては、すべての学童クラブが利用されています。

町の出生数は今後も減少していくことが見込まれますが、核家族化の進行等により、3歳児未満・乳児保育の需要が今後増加することが予想されます。

★入園児童数の推移（単位：人）

保育園・児童館園児、幼稚園児数の推移



※22年度末：葛巻幼稚園閉園

★児童クラブの利用状況（平成28年度）

区分	開設年度	定員	開設日数	学年						計	
				開設場所	1年	2年	3年	4年	5年		6年
葛巻児童クラブ	12	20	294	葛巻小学校	4	15	5	4	3	0	31
五日市児童クラブ	13			五日市保育園	0	0	0	0	0	0	0
江刈児童クラブ	13			江刈保育園	0	0	0	0	0	0	0
小屋瀬児童クラブ	12			小屋瀬保育園	3	1	3	0	0	1	8

資料：教育委員会

第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

オ 生活保護の状況

本町における保護の状況は、ここ数年、保護世帯及び人員ともに横ばいの傾向で推移しています。

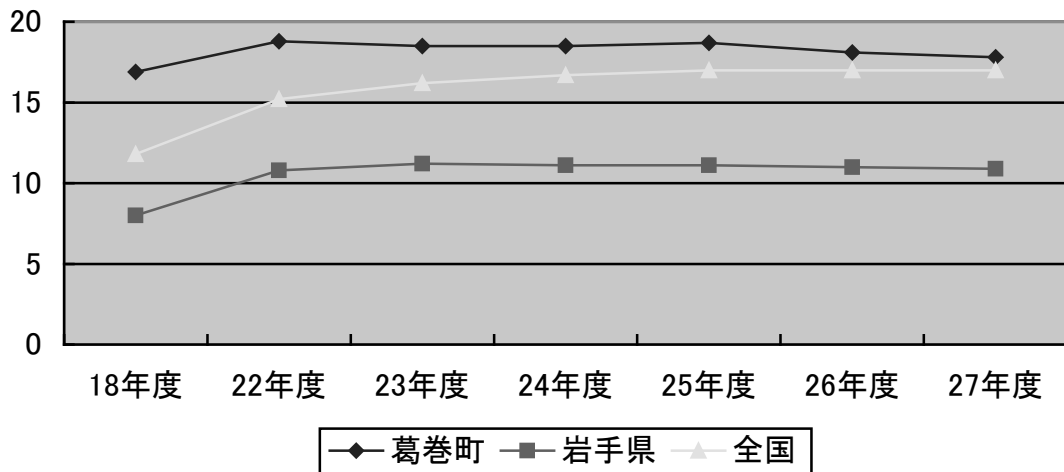
生活保護は、原則として世帯が単位となっていますが、厚生労働大臣の定める基準により年齢別、世帯構成及び所在地域等を考慮しながら、盛岡広域振興局で調査・認定し、生活扶助等を行っています。

★ 生活保護の推移（単位：世帯・人・<sup>パーミル</sup>%）

区 分	18年度	22年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
葛巻町	被保護世帯	83	90	89	90	90	86
	被保護人員	136	136	132	131	123	118
	保護率	16.9	18.8	18.5	18.7	18.1	17.8
岩手県	保護率	8.0	10.8	11.1	11.1	11.0	10.9
全 国	保護率	11.8	15.2	16.7	17.0	17.0	17.0

資料：「岩手県の生活保護」

★保護率の推移



資料：「岩手県の生活保護」

## 2 地域福祉を支える各種団体等

### (1) 民生児童委員

本町では、厚生労働大臣の委嘱を受けた45人（主任児童委員を含む）の民生児童委員が活動しています。

民生児童委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への連絡・協力などを行う「民生委員」と、児童の生活環境の改善・福祉・保健など児童福祉に関する援助・指導を行う「児童委員」という二つの役割を担っています。民生児童委員には、町長が「葛巻町社会福祉委員」を併せて委嘱しています。

高齢化の進展に伴い、民生児童委員の内容別活動状況も、在宅福祉、日常的な支援及びその他の支援に関する活動が多くなっており、平成28年度は921件と、全体の72.1%を占めています。

また、1人当たりの年間活動実績を見てみると支援件数、その他活動件数、活動日数とも平成26年に一旦減少したものの、徐々に増加しています。訪問回数においては、平成28年度実績は平均139回に上り、平成20年度より倍増しています。

#### ★民生児童委員の内容別相談・支援件数（平成23・28年度）

内 容	在宅福祉	介護保険	健康保健・医療	子育て・母子保健	子どもの地域生活	子どもの教育・学校生活	生活費	年金・保険	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的な支援	その他の支援	計
平成23年度	153	12	55	4	11	7	67	11	12	58	9	18	435	361	1,213
平成28年度	62	20	35	9	10	10	62	7	31	81	17	74	433	426	1,277

#### ★民生児童委員の活動状況（1人当たりの年間活動実績）

区 分	20年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
支援件数	23	27	28	20	22	29
その他活動件数	53	54	63	56	58	67
訪問回数	71	94	99	113	121	139
活動日数	70	80	82	77	80	87

資料：健康福祉課

## (2) 社会福祉協議会

葛巻町社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき、全国各市町村に設置され、各関係機関の参加・協力のもと、地域の人びとが住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」の実現を目ざしたさまざまな活動を行っています。

葛巻町社会福祉協議会は、昭和41年4月に設立され、昭和53年5月に社会福祉法人として認可を受け現在に至っています。

当会では、高齢者や障がい者の在宅生活を支援するために、移送サービスや、配食サービスをはじめ、さまざまな福祉サービスを行っているほか、心配ごと相談事業、いきいきサロン「やすみっこ」事業、小地域見守り活動、歳末たすけあい激励金の配分や町立児童館、就労継続支援B型事業所「すずらん工房」の運営、小・中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての大きな役割を果たしています。

## (3) 自治会

町内には、全行政区（34自治会）において、住民と行政が共に考え共に進む、そして共に創り上げる「協働」「協創」の理念のもと、自治会組織による住民の自主的な地域づくりが推進されており、福祉事業への取り組み、地域内の環境整備、地域住民の親睦交流のほか自主防災組織を立ち上げ、地域の安心安全な暮らしを支える活動にも取り組んでいます。

こうした中、人口減少や高齢化などにより、組織活動の停滞と地域活力の低下が心配されるとともに、集落機能の維持困難が予想される地域もあり、組織間の連携、協力の検討も必要になっています。

★自治会の状況（各年4月1日現在）

区分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
自治会数	34	34	34	34	34	34
世帯数(戸)	2,895	2,869	2,843	2,818	2,786	2,767

人口移動報告年報、総務企画課

## (4) 老人クラブ連合会

老人クラブは、仲間づくりを通じて生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域の諸団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健活動の向上に努めることを目的とします。会員は入会を希望する高齢者で、おおむね60歳以上の方を対象としています。

当会は、平成29年4月現在、24地区の単位クラブ528人の会員で構成され、趣味やスポーツ、旅行、世代間交流などを行い、毎日楽しく活動しています。

★老人クラブの状況（各年4月1日現在）

区 分	20年	25年	26年	27年	28年
単位クラブ数	31	27	26	25	25
総会員数（人）	854	642	608	571	549

（平成29年4月1日現在）

単位クラブ数	会員数	平均会員数	60歳以上人口	加入率
24	528人	22人	3,410人	15.5%

葛巻町社会福祉協議会

(5) 婦人連絡協議会等

葛巻町婦人連絡協議会は昭和30年に発足し、平成29年4月現在、町内5地区の単位会40人の会員で構成されています。「いのちと暮らしとふるさとをみんなで守ろう、明日を築く組織の力で」の基本方針のもと、町が進める協働の町づくりに積極的に参加しています。

主な活動の柱は「組織強化と会員相互の親睦交流」、「明るく住みよい町づくりと環境保全」、「健康と福祉の町づくり」、「青少年の健全育成」の4項目で、それぞれの項目に沿った福祉活動、地域行事への協力、研修会の開催など、多様な活動を展開しています。

また、平成28年度に開催された「希望郷いわて国体」の際には「へっちょこだんご」でのおもてなしなどの活動を行いました。

★婦人連絡協議会の状況（各年4月1日現在）

区 分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
単位会数	5	6	6	6	5	5
会員数（人）	123	42	42	40	40	40

★女性団体の状況（各年4月1日現在）

区 分	25年	26年	27年	28年	29年
団体数	4	4	4	3	3
会員数（人）	189	186	180	182	204

町教育委員会

(6) 青年連合協議会

葛巻町青年連合協議会は、「青年連合会」という町の青年組織が昭和21年に結成されて以来活動を継続し、平成28年には70周年を迎えました。「青年会員としての意識を自覚し、活動を進めよう」、「郷土の発展に貢献し、地域に役立とう」、「組織の活性化を図り、仲間の輪を広げよう」のスローガンのもと、活動しています。

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

平成10年から実施している子どもや高齢者にクリスマスプレゼントを届ける「サンタが家にやってくる」事業の実施、全国青年大会（体育、文化両部門）への参加などで、地域や同世代と交流しながら未来に目を向けた地域づくりを実践しています。平成29年4月現在の会員数は65人で、町内5地区に単位会が組織されています。

### ★青年団体の状況（各年4月1日現在）

区 分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
単位会数	5	5	5	5	5	5
会員数（人）	65	65	65	65	65	65

町教育委員会

## （7）消防団

平成29年4月1日現在、葛巻町消防団（団員306人、定員339人）と婦人消防協力隊（隊員237人、定員279人）は、消防団本部を中心に、町内18分団で編成されています。各地域の分団は、日ごろから消火訓練や見回りなどを行い、火災発生の予防をはじめ火災消火活動、災害時の救援活動等を行っています。

### ★消防団の状況（各年4月1日現在）

区 分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
分団数	18	18	18	18	18	18
団員数（人）	305	309	308	315	309	306
婦人消防協力隊	353	249	248	247	243	237

総務企画課

## （8）保健委員協議会

保健委員制度は、地域住民の健康づくり対策を推進することを目的に、昭和60年4月に発足しました。また、地域保健活動のさらなる推進と、町民の健康増進と福祉の向上に寄与することを目的に、平成4年4月には葛巻町保健委員協議会が設立され、現在67名の会員により、生活習慣病予防活動や各種健康教室等、様々な活動が行われています。また、こころの健康に関する理解を深めるため、講演会を開催するなど、行政と各委員が連携し、地域の課題に対する取り組みを推進しています。

### ★保健委員の状況（各年4月1日現在）

	20年	25年	26年	27年	28年	29年
会員数（人）	68	68	68	68	67	67

健康福祉課

**(9) 食生活改善推進協議会**

葛巻町食生活改善推進協議会は、町が主催する食生活改善推進員養成教室修了者を会員として組織する団体です。昭和59年に設立されて以来「私たちの健康は私たちの手で」のスローガンのもとに、親子の食育、生活習慣病予防、郷土料理の伝承等、住民の健康づくりのための食生活改善ボランティア活動行ってきました。

平成21年度には、家庭における食育を基本とし、行政、学校、地域が連携しながら、町全体で食育を取り組むための指針として「葛巻町食育推進計画」が策定されたことから、この計画の推進母体となり、保育園児から高校生、PTA、自治会、各種団体の要望に応じ、食育推進、普及啓発に大きな役割を果たしてきました。

また、平成26年度からは、高血圧予防対策のための普及啓発活動を行政と一体となって継続しています。

平成29年4月現在の会員数は、23地区に89人となっています。

## ★食生活改善推進員の状況（各年4月1日現在）

	20年	25年	26年	27年	28年	29年
会員数(人)	126	109	112	113	94	89

健康福祉課

**(10) PTA連合会**

葛巻町PTA連合会は、「学力向上と教育振興に寄与する」ことを目的に、昭和43年に設立されました。近年、青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、当町でも児童・生徒数の減少や高齢化社会への対応等を起因とする様々な問題が出てきています。平成14年には、町内3つの中学校と葛巻高校による中高一貫教育がスタートしました。また、平成31年度に吉ヶ沢小学校が統合され、小学校は4校体制となる予定です。このような状況の中、町PTA連合会ではその役割と使命を認識しながら、各種研修会の開催や親子のふれあい、地域における世代間交流事業などの活動を積極的に推進し、地域の教育力の向上と発展に成果を上げています。

平成29年4月現在の会員数は、336人となっています。

## ★PTA会員数等の状況（各年4月1日現在）

区分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
PTA数	8	8	8	8	8	8
会員数(人)	528	385	370	360	335	336

町教育委員会

**(11) 青少年育成ネットワーク**

地域の教育力向上と青少年の健全育成のため活動してきた「教育振興運動推進委員会」と「青少年健全育成町民会議」を統合し、平成13年12月「葛巻町青少年育成ネットワーク」が設立されました。

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

「心身ともに健康で、心豊かに、たくましく生きる青少年を育てよう」の推進目標を掲げ、子ども・親・学校・地域・行政の五者がそれぞれの役割と責任を果たしながら連携し、総合的な運動を展開しています。各地区の青少年育成会が中心となり、子どもたちを育成する体制づくりを推進しています。

主な事業としては「青少年健全育成ミニサッカー大会」や、「子どもの未来を考える町民の集い」などがあります。

### (12) ボランティア団体

ボランティア活動は、あくまでも自主性・自発的な活動であり、義務でも強制でもありません。自分から進んで行う活動です。

町には、社会福祉協議会が運営するボランティアセンターが設置されており、ボランティアをしたい人、してほしい人をつなげる役割を担っており、ボランティアをしたい人のための研修会や講習会を開催しています。

主な活動としては、配食サービス、外出支援サービス、各種行事の手伝い、見守り活動、更には自殺予防のための**傾聴ボランティア**\*も設立され、住民のこころの健康に関する理解を深めるため、普及啓発活動を積極的に行っています。

★ボランティア登録の状況（各年4月1日現在） 単位：団体、人

区分	20年	25年	26年	27年	28年	29年
個人	8	34	49	49	55	45
団体（人）	6（169）	6（163）	5（155）	5（222）	5（201）	4（177）
総人数	177	197	204	271	256	222

★ボランティア団体の状況（各年4月1日現在） 単位：人

団体名	20年	25年	26年	27年	28年	29年
葛巻ボランティア「しらかば」	40	28	28	27	22	-
ボランティア「愛」	45	45	45	45	45	45
町食生活改善推進員協議会	28	43	43	99	94	89
岩手県母子福祉協会葛巻支部	6	6	-	-	-	-
外出支援ボランティア*	8	-	-	-	-	-
精神保健ボランティア「はんぶんこ」	42	15	13	22	22	22
傾聴ボランティア・自殺予防活動 地域サポーター「みんなの話」	-	26	26	29	18	21

※平成22年から個人ボランティアへ登録替え。

葛巻町社会福祉協議会



### 3 アンケート調査結果からみた評価と課題

第2次地域福祉計画策定にあたり実施した住民アンケート調査結果をもとに、(1)では住民満足度をそれぞれの分野で評価を行っています。また、(2)以降では、地域福祉に関する課題の整理や各福祉分野で共通して取り組むべき事項、優先して取り組むべき事項などの意向調査を行っています。

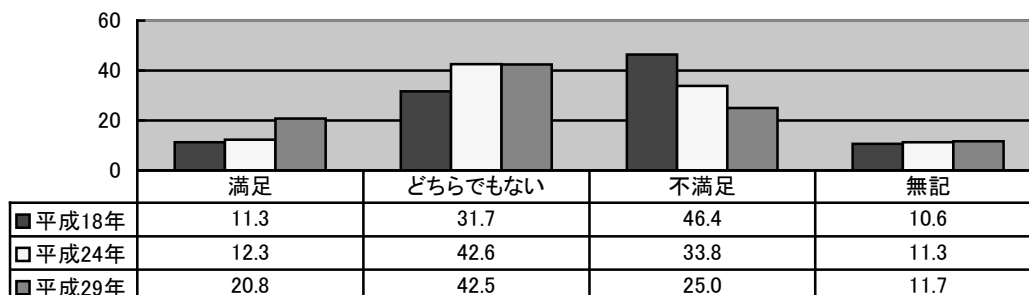
(アンケート結果の詳細は資料編に掲載しています。)

#### (1) 問2 あなたの周りの暮らしの環境について (各1つ)

各分野別の満足度は次のようになっています。

##### ① 安心して赤ちゃんを産み育てられる環境

「満足」と回答した方	20.8%
「どちらでもない」と回答した方	42.5%
「不満足」と回答した方	25.0%



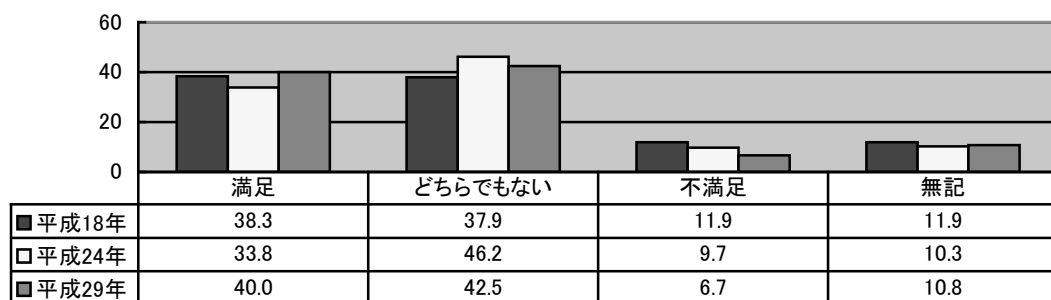
この質問に対する回答の割合をみると、24年と29年では「満足」と回答した方が約8.5%増加し、「不満足」と回答した方が8.8%の減少しており、「どちらでもない」と回答した方は横ばいとなっています。

このことより、安心して赤ちゃんを産み育てられる環境の満足度は、高くなっているといえます。

##### ② 子供が元気に成長できる環境

「満足」と回答した方	40.0%
「どちらでもない」と回答した方	42.5%
「不満足」と回答した方	6.7%

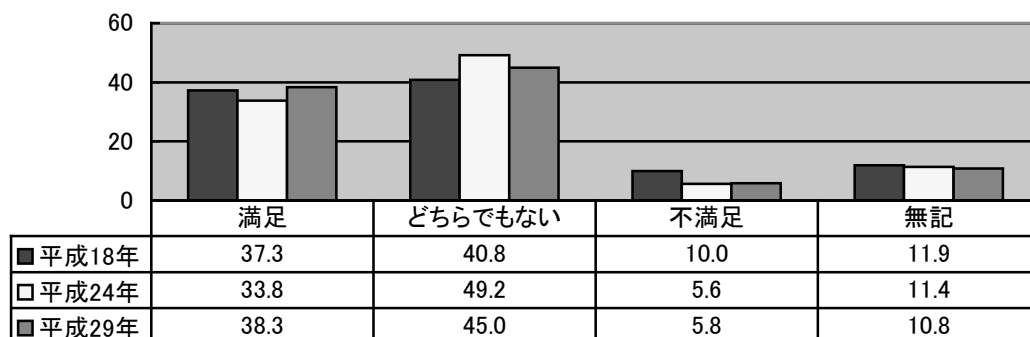
## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題



この質問に対する回答の割合をみると「満足」と回答した方が、6.2 ㊦増加し、「どちらでもない」、「不満足」と回答した方が、それぞれ 3.7 ㊦、3.0 ㊦と減少しています。このことより、子どもが元気に成長できる環境の満足度も増加していることが分かります。

### ③ 青少年が健全に育つ環境

「満足」と回答した方	38.3%
「どちらでもない」と回答した方	45.0%
「不満足」と回答した方	5.8%

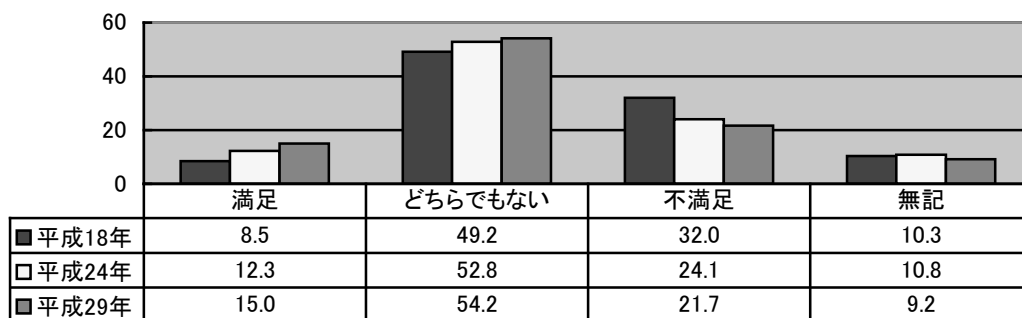


この質問に対する回答の割合についても、「満足」と回答した方が、4.5 ㊦増加し、「どちらでもない」と回答した方が約 4.2 ㊦減少しています。

先の質問の結果を合わせ考察すると、町の近年の青少年を含めた子ども子育て支援施策が地域住民の満足度を引き上げているのではないかと考えられます。引き続き、魅力ある子育て・教育環境づくりを推進していくべきであるといえます。

### ④ 障がいがあっても安心して暮らせる環境

「満足」と回答した方	15.0%
「どちらでもない」と回答した方	54.2%
「不満足」と回答した方	21.7%

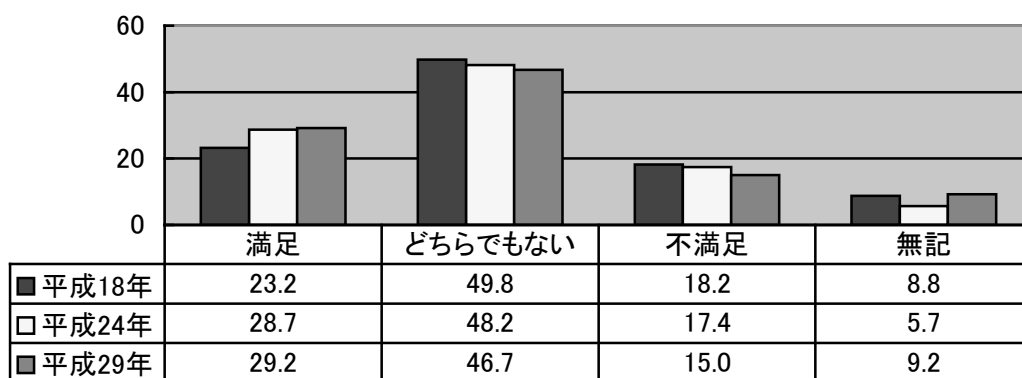


この質問に対する回答の割合をみると、「満足」、「どちらでもない」と回答した方がそれぞれ2.7㊦、1.4㊦と微増し、「不満足」と回答した方が2.4㊦微減しています。しかし、「満足」と回答した方の割合は未だ10㊦台にとどまっています。

このことより、障がいがあっても安心して暮らせる環境については、満足度は増加しているものの、一層の充実が必要といえます。

#### ⑤高齢者がいきいきと暮らせる環境

「満足」と回答した方	29.2%
「どちらでもない」と回答した方	46.7%
「不満足」と回答した方	15.0%

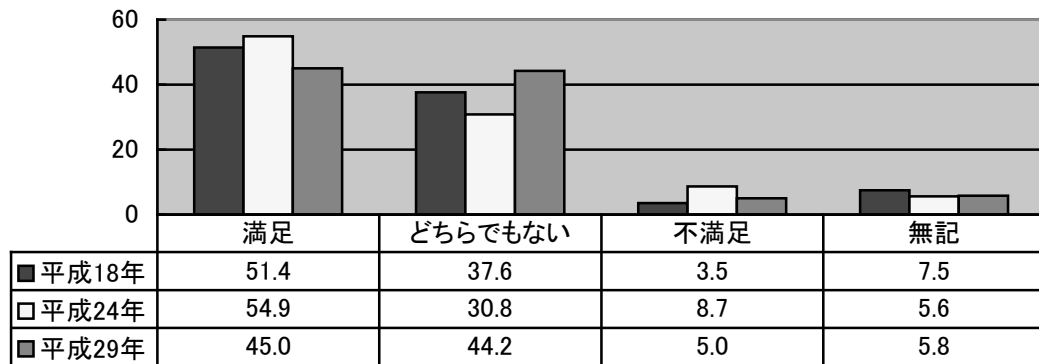


この質問に対する回答の割合をみると、「満足」と回答した方が微増、「不満足」、「どちらでもない」と回答した方がそれぞれ2.4㊦、1.5㊦微減しています。

このことより、高齢者がいきいきと暮らせる環境に満足している方が、少しずつではあるが増えていることがわかります。

⑥隣近所といざというとき助け合える環境

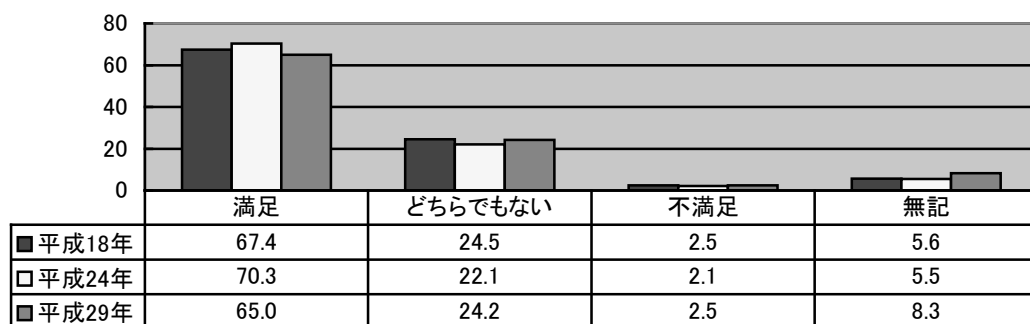
「満足」と回答した方	45.0%
「どちらでもない」と回答した方	44.2%
「不満足」と回答した方	5.0%



回答の割合をみると、「満足」と回答した方が前回の調査時から9.9ポイントも減少、「どちらでもない」と回答した方が13.4ポイントも増加して、ほぼ同じ割合になっています。「不満足」と回答した方の割合は減っていることから、隣近所といざという時助け合える環境に「満足」と感じられなくなっていることがわかります。

⑦事件や事故が少なく安心して暮らせる環境

「満足」と回答した方	65.0%
「どちらでもない」と回答した方	24.2%
「不満足」と回答した方	2.5%

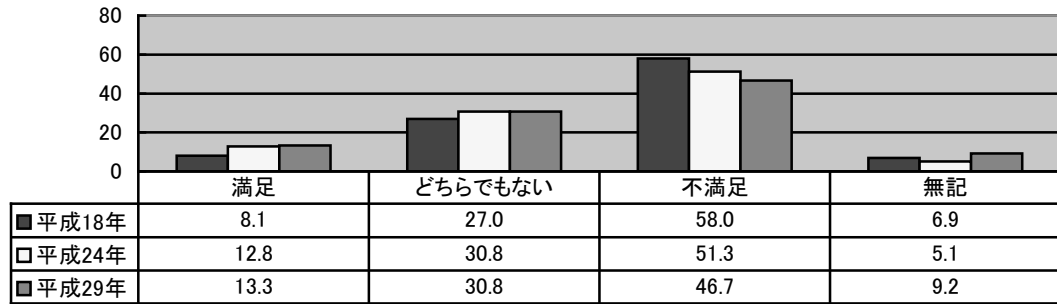


この質問に対して、前回「満足」と回答した方は7割を超えていましたが、今回5.3ポイント減少しています。

他の比率は前回調査とほぼ変動がなく、事件や事故に対する満足度が少し小さくなってきていると考えられます。

⑧ 買い物や交通の利便性

「満足」と回答した方	13.3%
「どちらでもない」と回答した方	30.8%
「不満足」と回答した方	46.7%

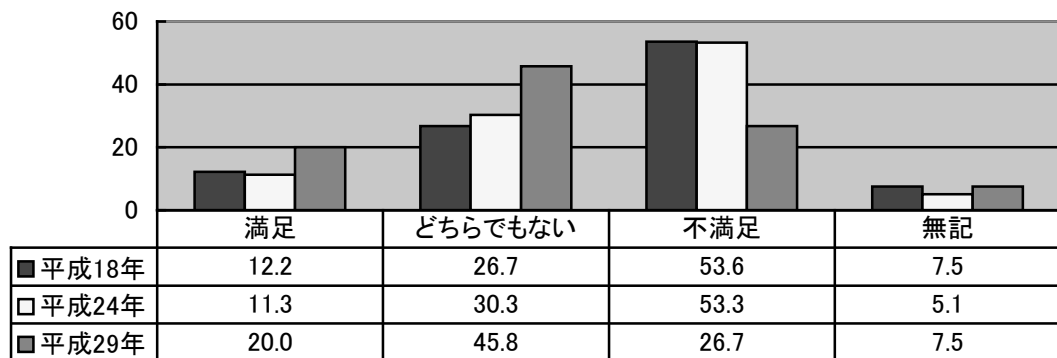


この質問に対する回答の割合をみると、前回調査から「不満足」と回答した方が4.6%減少し、前々回調査からは11.3%も減少しています。

しかし、「満足」、「どちらでもない」と回答した方の割合は、ほぼ横ばいで必ずしも「満足」につながっていないことがうかがえます。

⑨ 急な病気やけがなどに対する医療体制

「満足」と回答した方	20.0%
「どちらでもない」と回答した方	45.8%
「不満足」と回答した方	26.7%

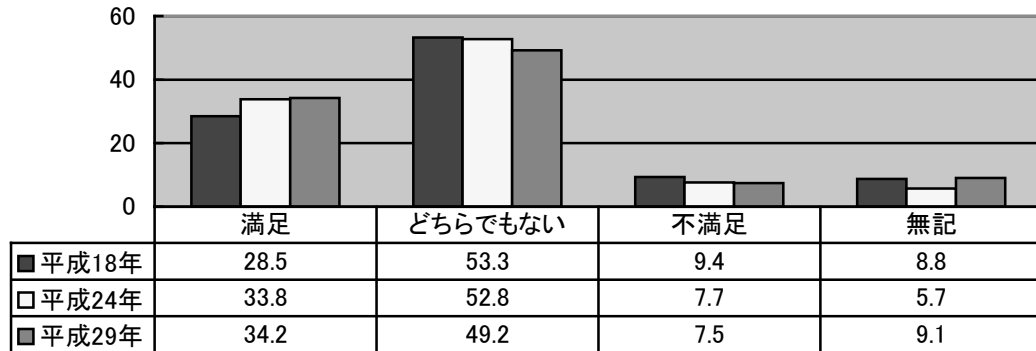


前回の調査結果と比較して「不満足」と回答している方の割合が26.6%と大きく減少し、「満足」、「どちらでもない」と回答した方の割合がそれぞれ8.7%、15.5%と増加しています。

このことより、急な病気やけがなどに対する医療体制への不満がやや解消されたことがうかがえますが、「満足」と答えた方の割合が20%とまだ低い状況にあるため、更なる医療体制の充実が必要と考えられます。

⑩ 防災や防犯に対する支援や組織の体制

「満足」と回答した方 34.2%  
 「どちらでもない」と回答した方 49.2%  
 「不満足」と回答した方 7.5%

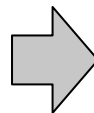


この質問に対する回答の割合をみると、前回の調査結果に比べ、どの項目も大きな変動はないことがわかります。しかし、「どちらでもない」と回答している方が依然半数おり、また「満足」と回答している方の割合が30%前後にとどまっています。

このことより、防災や防犯に対する支援や組織の体制については、今後更なる充実が必要と考えられます。

「満足」が増加し及び「不満足」が減少した項目

- ・ 急な病気やけがに対する医療体制 (8.7↑、26.6↓)
- ・ 赤ちゃんを産み育てられる (8.5%↑、8.8↓)
- ・ 子どもが元気に成長 (6.2↑、3.0↓)
- ・ 障がいがあっても安心 (2.7↑、2.4↓)
- ・ 買い物や交通 (0.5↑、4.6↓)
- ・ 高齢者が生き生きと暮らせる (0.5↑、2.4↓)
- ・ 防災や防犯に対する体制 (0.4↑、0.2↓)



前回調査時より満足度が改善したと考えられますが、まだ低い項目もあり、今後も継続して推進していく必要があります。

「満足」が減少した項目

- ・ 隣近所と助け合える (9.9↓、3.7↓)
- ・ 事件や事故が少ない (5.3↓、0.4↑)



不満足が大きく増加してはいないが、満足度が減少しているため、今後留意すべき項目です。

「満足」と「どちらでもない」が70%以上の項目

- ・ 隣近所と助け合える (89.2%)
- ・ 事件や事故が少ない (89.2%)
- ・ 防災や防犯に対する体制 (83.4%)
- ・ 青少年が健全に育つ (83.3%)

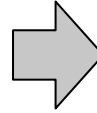


概ね満足していると考えられる項目です。今後も継続して推進していく必要があります。

- ・子どもが元気に成長(82.5%)
- ・高齢者が生き生きと暮らせる(75.9%)

「不満足」と「どちらでもない」が70%以上の項目

- ・買い物や交通(77.5%)
- ・障がいがあっても安心(75.9%)
- ・急な病気やけがに対する医療体制(72.5%)



3項目とも前回調査時より住民の満足度が改善したものの、不満足等の割合が7割を超えるため、今後も推進していく必要があります。

(2) 問3 将来も現在の地域で暮らしていきたいか(1つ)

「暮らしていきたい」と回答した方	30.0%
「できれば暮らしていきたい」と回答した方	35.8%
「どちらともいえない」と回答した方	12.5%
「あまり暮らしたくない」と回答した方	14.2%
「暮らしたくない」と回答した方	2.5%
「わからない」と回答した方	2.5%

① 「暮らしたい」、「できれば暮らしたい」と答えた理由(3つまで)

1) 人のつながりがあるから	39.0%
2) 通勤・通学に便利だから	5.0%
3) 希望する就職先・通学先があるから	3.8%
4) 住環境がよいから	20.1%
5) 買い物などの日常生活が便利だから	4.4%
6) 交通の便がよいから	7.5%
7) 医療・福祉が充実しているから	6.3%
8) 教育環境・子育て環境が充実しているから	6.3%

② 「あまり暮らしたくない」、「暮らしたくない」と答えた理由(3つまで)

1) 人のつながりが希薄だから	7.5%
2) 通勤・通学に不便だから	5.7%
3) 希望する就職先・通学先がないから	17.0%
4) 住環境が悪いから	11.3%
5) 買い物などの日常生活が不便だから	22.6%
6) 交通の便が悪いから	24.5%
7) 医療・福祉が充実していないから	9.4%
8) 教育環境・子育て環境が充実していないから	0.0%

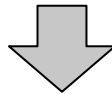
## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

この質問に対する回答の割合をみると、「暮らしたい」、「できれば暮らしたい」と回答した方がそれぞれ 30.0 ㊦、35.8 ㊦と高い水準となっており、約3分の2の方が将来も住み慣れた地域で暮らしていきたいと考えている事がわかります。

その主な理由については、「人のつながり」、「住環境がよい」がそれぞれ 39.0 ㊦、20.1 ㊦となっており、全体の6割ほどとなっています。

「あまり暮らしたくない」、「暮らしたくない」と答えた割合は、それぞれ 14.2 ㊦、2.5 ㊦と合わせて約17 ㊦となっています。

その主な理由については、「交通の便が悪い」、「買い物等日常生活が不便」がそれぞれ 24.5 ㊦、22.6 ㊦で全体の半数近くとなっており、続いて「希望する就職先・進学先がない」17.0 ㊦、「住環境が悪い」11.3 ㊦となっています。



### 【将来も暮らし続けてもらうために】

- ・人とのつながり、住環境等に配慮した施策
- ・生活支援体制（買い物・交通等）の整備
- ・就労の場の確保、就労支援の推進

### (3) 問4 困っていることや不安に感じていることについて（3つまで）

「自分の健康に関すること」	19.4%	②
「親や子どもに関すること」	9.7%	⑤
「子育てや教育に関すること」	2.9%	
「老後に関すること」	27.4%	①
「仕事に関すること」	10.3%	④
「住居に関すること」	5.8%	
「お金や財産に関すること」	11.0%	③
「災害に関すること」	5.8%	
「防犯に関すること」	1.0%	
「近所づきあいや近隣の人間関係に関すること」	3.5%	
「困ったり、不安に思っていることはない」	1.3%	
「その他」「無記」	1.9%	

この質問に対する回答では、「老後に関すること」(27.4 ㊦)「自分の健康に関すること」(19.4 ㊦)、「親や子どもに関すること」(9.7 ㊦)の3つで、全体の5割以上を占めており、少子高齢化時代への不安が反映されているといえます。また、続いて、「お金や財産に関すること」(11.0 ㊦)「仕事に関すること」(10.3 ㊦)、と回答した方が多いことから、経済的にも不安を抱えている方が多いことがうかがえます。





【心配事や不安を取り除くには】

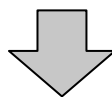
- ・老後を健康にすごせること。
- ・子育て支援や介護サービスが充実していること。
- ・仕事があり、経済的に安定していること。

(4) 問5 相談相手について (3つまで)

「配偶者」	23.7%
「親・子・兄弟姉妹」	30.7%
「隣近所の人」	8.0%
「知人・友人」	19.9%
「民生委員・児童委員」	3.5%
「自治会役員等」	1.0%
「町役場の窓口など」	5.9%
「社会福祉協議会」	1.7%
「相談相手がない」	3.5%
「その他」「無記」	2.1%

この質問に対する回答をみると、「配偶者」、「親・子・兄弟姉妹」の2つで約55％に達しています。また、上記の2つに「隣近所」と「知人・友人」を加えると80％を超えており、身近な人を相談相手と考えていることがうかがえます。

また、「民生委員・児童委員」、「町役場の窓口」など相談員や窓口相談へ相談するという回答が12.1％となっています。



【身近な相談相手がない方のために】

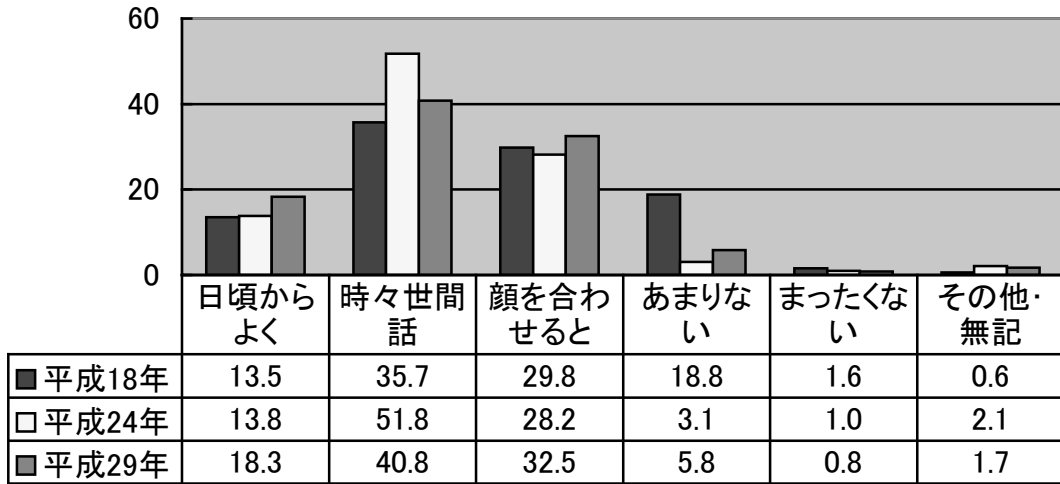
- ・相談窓口体制の充実
- ・専門相談窓口の整備

(5) 問6 隣近所とのつきあいについて (1つ)

「日頃からよく行き来し、助け合うなど、日常的に家族同様のつきあいをしている」と回答した方	18.3%
「時々世間話をしたり、簡単な頼みごとをするなど、気軽に助け合うつきあいをしている」と回答した方	40.8%
「顔を合わせるとあいさつをし合う程度のつきあいである」と回答した方	32.5%

第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

「顔を合わせることはあるが、会話やつきあいはあまりない」と回答した方 5.8%  
 「隣近所とはまったくつきあがない」と回答した方 0.8%



この質問に対する回答の割合をみると、「時々世間話をしたり、簡単な頼み事をするなど、気軽に助け合うつきあいをしている」と回答した方が11.0%減少し、「日頃からよく行き来をし、助け合うなど、日常的に家族同様のつきあいをしている」と「顔を合わせるとあいさつし合う程度の付き合いある」が、それぞれ4.5%、4.3%増加しています。このことより、隣近所と一定以上のつきあいをしている方が多くいることがわかります。



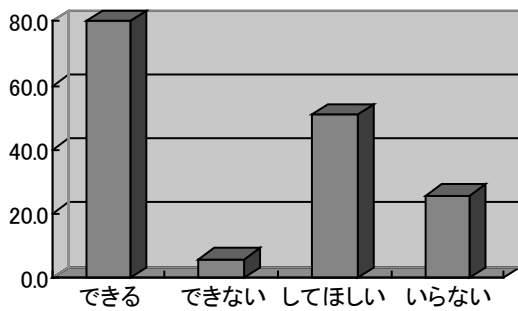
**【友好的隣近所との関係を地域の宝に変えるためには】**

- ・隣近所の助け合いを地域の助け合いへ変える。
- ・あいさつから見守り活動へ。

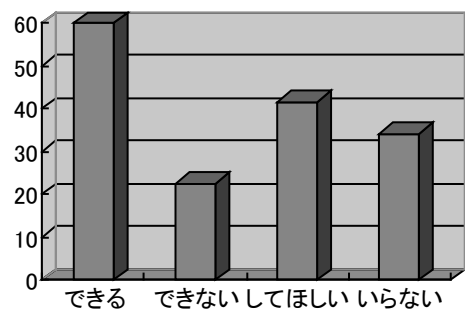


(6) 問7 隣近所に手助けできること・手助けしてほしいこと (各1つ)

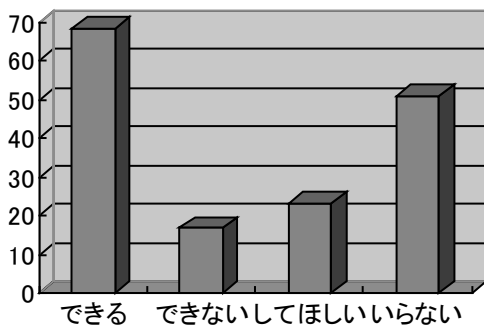
①安否確認の声かけ



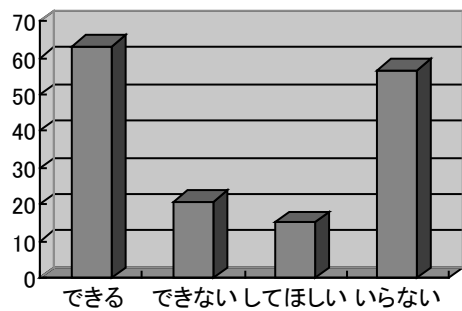
②話し相手や心配事の相談相手



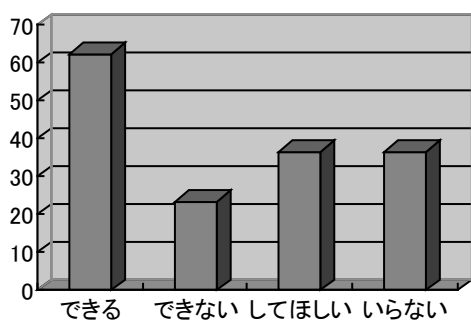
③ちょっとした買い物



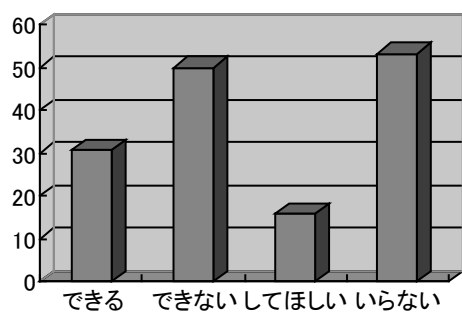
④ちょっとした家事



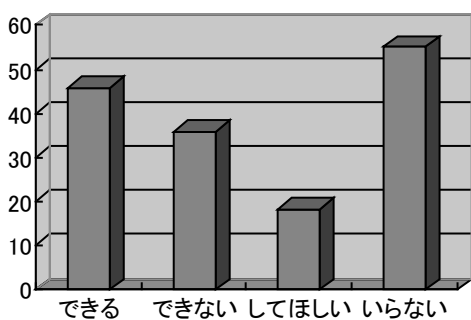
⑤ 除雪



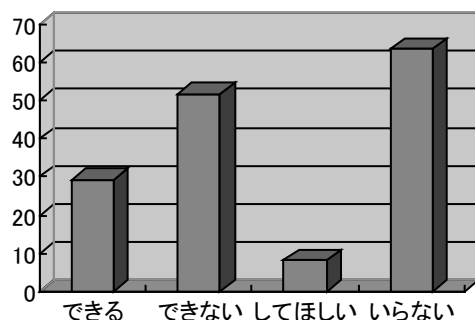
⑥短時間の子どもの預かり



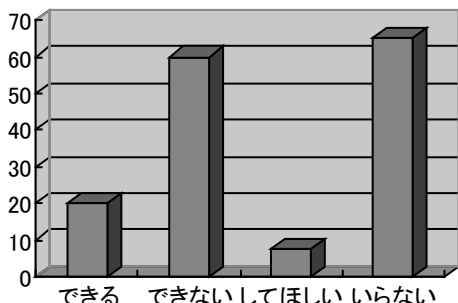
⑦外出時の車による送迎



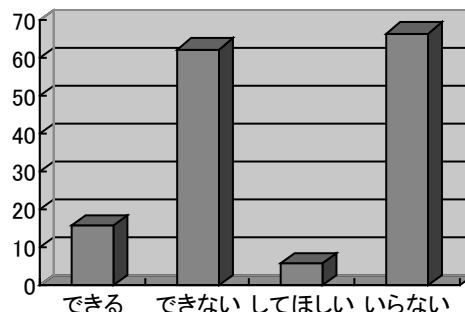
⑧通院の付き添い



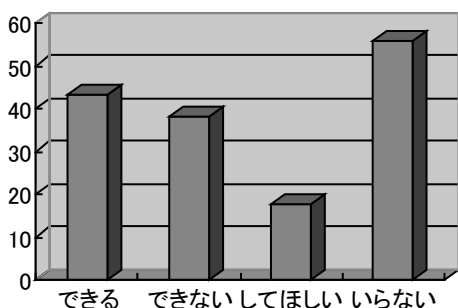
⑨食事づくり・掃除・洗濯



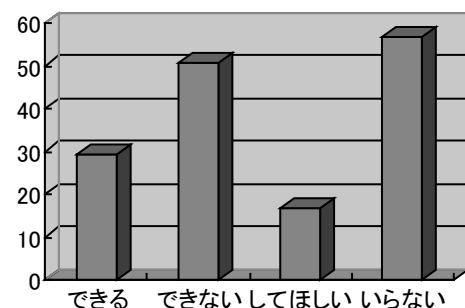
⑩日常の金銭の授受・支払



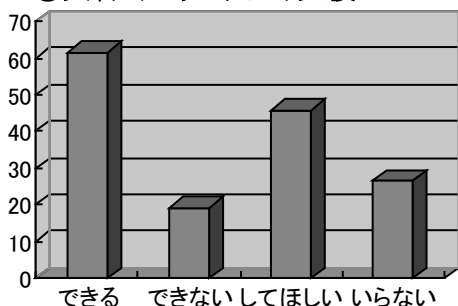
⑪役場等への届け出や連絡



⑫家族の介護



⑬災害時の見守りや支援

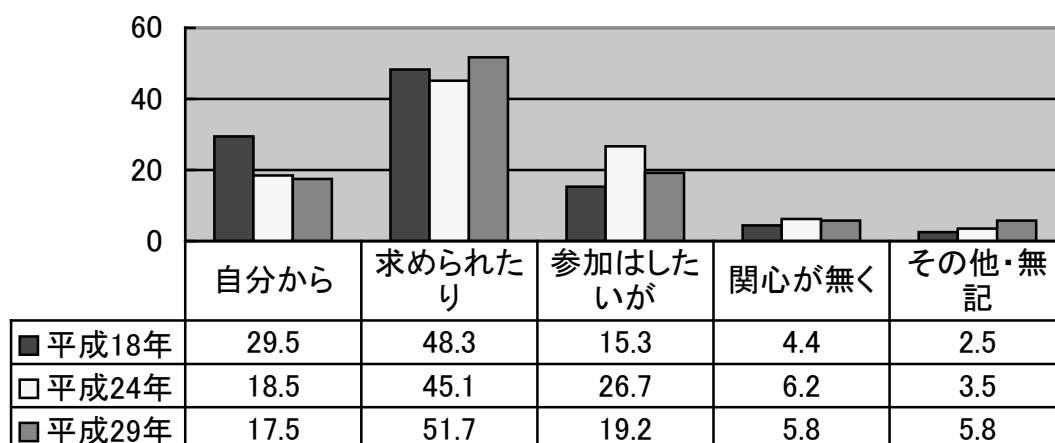


- 【マッチング率が高いもの】「手助けできる」と「してほしい」がともに高いもの
- ・安否確認の声掛け ・話し相手、相談相手 ・除雪 ・災害時の見守りや支援
- 【供給＞需要】「手助けできる」と「いらない」がともに高いもの
- ・買い物 ・家事 ・除雪 ・外出時の車による送迎 ・役場等への届け出や連絡
- 【需要も供給も低いもの】「手助けできない」と「いらない」がともに高いもの
- ・子どもの預かり ・通院の付き添い ・食事づくり、掃除、洗濯
  - ・金銭の授受、支払 ・家族の介護
- 【供給＜需要】「手助けできない」と「してほしい」がともに高いもの なし

除雪は「してほしい」と「いらない」という割合が同じでしたが、相手に負担のかからない声かけ、見守り、相談相手などの項目は「してほしい」傾向にあることがわかります。

(7) 問8 地域での活動状況について(1つ)

「自分から進んで積極的に参加・協力している。」	17.5%
「求められたり誘われたときは、できるだけ参加・協力している。」	51.7%
「参加はしたいが、都合などによりあまり参加できない。」	19.2%
「地域の行事や活動には関心が無く、誘われてもやるつもりはない」	5.8%
「その他」「無記」	5.8%



この質問に対する回答の割合をみると、「求められたり誘われたときは、できるだけ参加・協力している」と回答した方が、6.6ポイント増加し、「参加はしたいが、都合などによりあまり参加できない」と回答した方が7.5ポイント減少しています。「自分から進んで積極的に参加・協力している」と「地域の行事や活動には関心がなく、誘われてもやるつもりはない」と回答した方の割合は前回調査時から大きく変動していません。

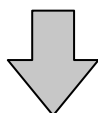
このことより、約7割の方が「積極的に参加・協力している」または「できるだけ参加・協力している」ことがわかります。

(8) 問9 現在参加している地域活動について(すべて)

「自治会」	36.5%	①
「PTA・子ども会」	6.4%	⑤
「青年会」	2.0%	
「婦人会」	3.0%	⑧
「老人クラブ」	6.4%	⑤
「ボランティア活動」	4.9%	⑥
「文化・スポーツ活動」	6.9%	④
「保健・健康活動」	2.5%	

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

「消防団・防災活動」	8.4%	③
「まちづくり活動」	3.9%	⑦
「地域福祉活動」	1.5%	
「環境保護・環境美化活動」	2.5%	
「特になし」	11.8%	②
「その他」「無記」	3.5%	

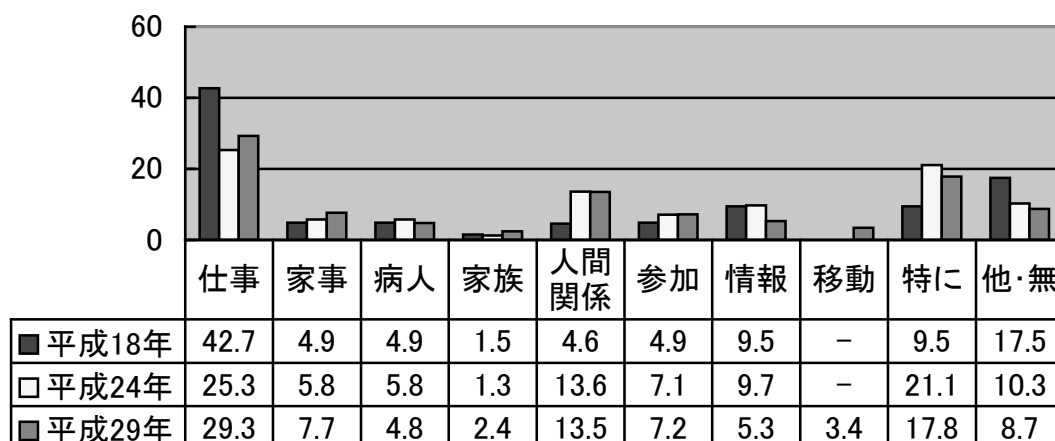


### 【地域福祉を推進する地域活動は】

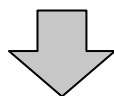
- ・自治会活動と連携すること。
- ・各種団体（消防団や老人クラブなど）を巻き込むこと。
- ・文化、スポーツ、ボランティア活動など趣味や生きがいを創出すること。
- ・「特になし」の方を参加させること。

### (9) 問10 活動参加の支障となるものについて（3つまで）

「仕事などで自由な時間がない、時間が合わない」	29.3%
「家事・育児などで忙しくて時間がない、時間が合わない」	7.7%
「病人、高齢者、障がい者（児）の世話で余裕がない」	4.8%
「家族の同意が得られない」	2.4%
「人間関係がわずらわしい」	13.5%
「参加手続きや定期的な参加がわずらわしい」	7.2%
「参加したい活動の状況が得られない」	5.3%
「参加したいが移動手段がない」	3.4%
「特に支障はない」	17.8%
「その他」「無記」	8.7%



この質問に対する回答の割合をみると、「仕事などで自由な時間がない」と回答した方が4.0 ㊦増加し、全体の3割近くになっています。「活動の情報が得られない」と「特に支障はない」と回答した方が、それぞれ4.4 ㊦、3.3 ㊦減少しています。しかし、「人間関係がわずらわしい」と「参加手続き定期的な参加がわずらわしい」と回答した方が合わせて約2割ほどおり、前回調査時とほぼ同じ割合であることがわかります。



**【地域活動参加への道】**

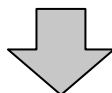
- ・参加できるときに参加すること。
- ・わずらわしさを楽しさに変える工夫。
- ・参加者に地域ポイント等を付与するなどの工夫。
- ・送迎など。

**(10) 問 11 高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項について（3つまで）**

「福祉の意識を高める福祉教育の推進」	8.3%	⑦
「福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材の育成」	9.3%	③
「健康づくりや生きがいくづくりなどの個人の活動支援」	9.0%	⑤
「ボランティアの養成やNPO活動支援」と回答した方	6.0%	⑨
「自治会活動支援・地域住民の助け合い体制づくり」	17.0%	①
「地域における災害時や緊急時の支援体制」	14.0%	②
「身近な相談窓口・専門的な相談窓口など相談支援体制の充実」	8.7%	⑥

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

「福祉施設の整備の充実」	8.0%	⑧
「福祉サービス事業の育成・充実・向上」	9.3%	③
「福祉サービス情報提供体制の推進」	3.3%	
「社会福祉法人や企業等の社会貢献活動」	1.3%	
「権利擁護事業の推進」	0.3%	
「その他」「無記」	5.3%	



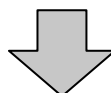
### 【各福祉分野で共通して取り組むべき事項は】

- ・地域住民の助け合い体制づくり
- ・地域リーダーなどの人材育成
- ・災害時・緊急時の支援体制
- ・福祉サービス事業の推進

### (11) 問 12 地域福祉において住民と行政とのあるべき関係について（1つ）

「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い手の届かない部分は行政が援助すべき」 （住民主体）	27.5%
「福祉課題については住民も行政も共に取り組むべきである」 （住民・行政協働）	40.0%
「行政の手の届かない福祉課題については住民が協力すべきである」 （行政主体）	6.7%
「地域福祉の充実を進める責任は行政にあるので住民はそれほど協力することはない」 （行政主導）	1.7%
「わからない」	13.3%
「無記」	10.8%

この質問に対する回答の割合をみると、「住民・行政協働」が 40 ٪と多く、「住民主体」が 27.5 ٪となっています。住民と行政のかかわりについて、共助と公助の意識がある程度根付いていると考えられます。



### 【地域住民と行政のあるべき関係】

地域住民 = 地域福祉協働 = 行政



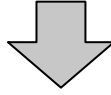
## (12) 問 13 これからの地域福祉で優先的に取り組むべき課題について（5つまで）

「ひとり親家庭の子育て支援」	3.1%
「共働き家庭の子育て支援」	6.0% ⑥
「乳幼児期・学齢期の子育て支援」	4.5% ⑨
「子どもの貧困問題」	1.2%
「子どもへの虐待防止対策」	2.3%
「青少年の健全育成・犯罪や非行の防止」	3.9%
「障がい者に対する地域の理解、交流の促進」	6.2% ⑤
「障がい者世帯への生活支援」	4.5% ⑨
「障がい者の就労の場の確保」	6.8% ③
「障がい者への虐待防止対策」	0.8%
「高齢者の社会参加や生きがいづくり」	6.6% ④
「高齢者の体力づくり・介護予防」	3.9%
「高齢者世帯の生活支援」	9.7% ①
「高齢者による高齢者の支援」	2.7%
「認知症にやさしいまちづくり」	2.7%
「高齢者への虐待防止対策」	0.2%
「生活習慣病予防などの健康づくり」	4.9% ⑧
「災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動」	4.5% ⑨
「地域で孤立している社会的孤立者への支援」	2.1%
「孤立死防止・自殺予防」	5.6% ⑦
「低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援」	7.2% ②
「振込詐欺などの消費者被害防止などの防犯活動」	1.8%
「建築物や道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン <sup>※</sup> 化」	2.5%
「住民同士のつながり」	3.7%
「特にない」「その他」「無記」	2.6%

この質問に対する回答をみると、町の高い高齢化率を反映して「高齢者世帯の生活支援」、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」などの高齢者福祉分野の回答が高くなっています。また、「低所得者支援や仕事に就けない人への就労支援」や「障がい者の就労の場の確保」など障がい福祉分野その他福祉分野の課題も多くあがっています。児童福祉分野では「共働き家庭の子育て支援」や「乳幼児期・学齢期の子育て支援」課題となっていることがわかります。

## 第2章 地域福祉に関する葛巻町の現状と課題

このことより、これからの地域福祉において優先的に取り組むべき課題について、住民の要望が高い各分野の施策は次のとおりと考えられます。



### 【児童福祉】

- ・ 共働き家庭の子育て支援
- ・ 乳幼児期・学齢期の子育て支援

### 【障がい者福祉】

- ・ 障がい者の就労の場の確保
- ・ 障がい者に対する地域の理解、交流の促進
- ・ 障がい者世帯への生活支援

### 【高齢者福祉】

- ・ 高齢者世帯の生活支援
- ・ 高齢者の社会参加や生きがいのづくり

### 【その他福祉】

- ・ 低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援
- ・ 孤立死防止・自殺予防
- ・ 生活習慣病予防などの健康づくり
- ・ 災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動



## 第3章 地域福祉施策の推進の方向

### 1 基本理念

人口減少、少子高齢化が進む中で、子ども・高齢者・障がい者などすべての人が住み慣れた地域で安心して生活を送るために保健・福祉・医療・介護の連携とサービスの充実を図るとともに、町民が共に助け合い、支え合う思いやりのある社会が必要です。

こうした考えのもと、地方創生や、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）で述べられているとおり、支え手と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

「自助・共助・公助」を基本に、地域住民・行政・関係機関・ボランティア団体等が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、共に支え、支えられる地域福祉のまちづくりを、基本理念とします。

**共に支え、支えられる地域福祉のまちづくり**  
～地域共生社会・地域協創のまちづくり実現に向けて～

### 2 基本方針

基本理念を達成するための考え方を基本方針とします。

各基本方針のもと基本目標を設定し、地域住民同士がつながりを持ち、思いやりを持って支え合い、助け合いながら、地域と行政等が協働で推進していく地域福祉のまちづくりを目指します。

基本方針1 誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくり

目標1 地域で暮らす

目標2 生きがいをもつ

基本方針2 地域福祉を支える人材育成と仕組みづくり

目標1 ひとを育てる

目標2 仕組みをつくる

基本方針3 地域協創のまちづくりに向けて

目標1 連携・協働・協創する

目標2 安心・安全をつくる

### 第3章 地域福祉施策の推進の方向

#### 3 各福祉分野における共通取組事項

本計画では、アンケート調査結果や行政課題などをもとに、高齢者、障がい者、児童その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を次の4点とします。

- (1) 自治会活動支援・地域住民の助け合い体制づくり
  - ・各団体の活動支援
- (2) 相談支援体制の充実
  - ・包括的支援体制の整備
- (3) 福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成
  - ・思いやりのこころと福祉教育
- (4) 地域における災害時・緊急時の支援体制
  - ・災害時等の支援体制の構築

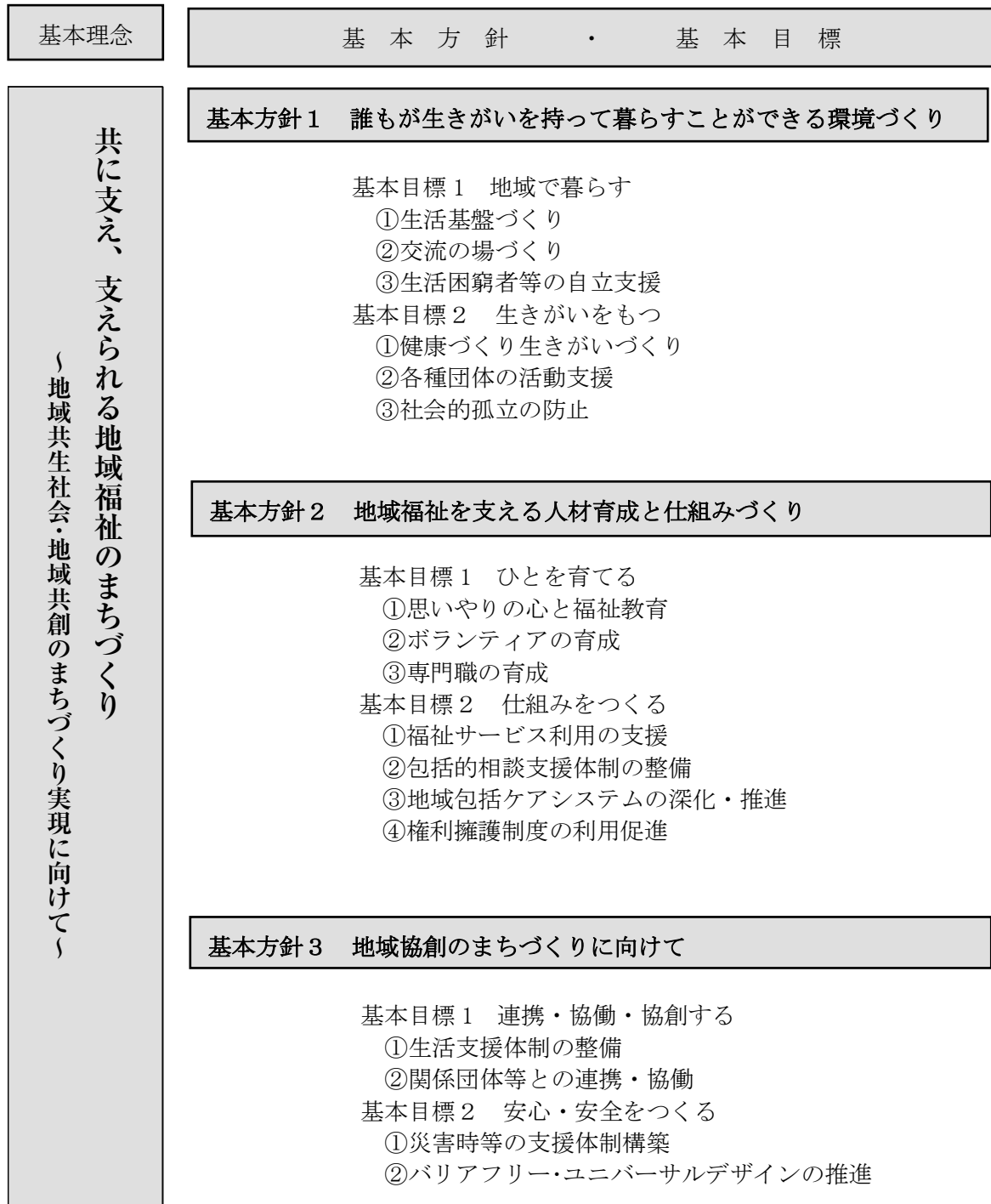
#### 4 重点取組事項

また、アンケート調査結果や行政課題から、これからの地域福祉で優先的に重点的に取り組むべき課題は、福祉分野ごとに次のとおりです。

- (1) 児童福祉
  - ①共働き家庭の子育て支援
  - ②乳幼児期・学齢期の子育て支援
- (2) 障がい者福祉
  - ①障がい者の就労の場の確保
  - ②障がい者に対する地域の理解、交流の促進
  - ③障がい者世帯への生活支援
- (3) 高齢者福祉
  - ①高齢者世帯への生活支援
  - ②高齢者の社会参加や生きがいづくり
- (4) その他福祉
  - ①低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援
  - ②孤立死防止・自殺予防
  - ③生活習慣病予防などの健康づくり
  - ④災害が発生した際の安否確認や避難誘導などの防災活動

## 5 施策の体系

誰もが、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるように、環境を整えるとともに地域福祉を支える人材育成と仕組みを推進していきます。さらには、地域住民、行政、関係機関等が共に支え合い助け合いながら、連携・協働して創りあげていく地域福祉のまちづくりをめざします。



## 第4章 各論 基本方針と基本目標

### 基本方針1 誰もが生きがいを持って暮らすことができる環境づくり

これまで「高齢者福祉」においては、支援の緊急性の高い高齢者のために施設入所サービスの充実を優先的に進める必要がありました。しかし、**2025年問題**※を契機に、できる限り住み慣れた自宅や地域で暮らしつづけられる施策が進められてきました。

また、「障がい者福祉」に関しても、平成25年度に障害者総合支援法が施行され、障がいのある子どもから大人まで住み慣れた地域で生活するために、日常生活や社会生活の総合的な支援を受けられるようになり、地域生活への移行が推進されています。

誰もが、どんな状況にあっても住み慣れた地域で生きがいを持って暮らすことができるには、住まいや職場といった居場所、買い物や通院などの移動手段といった日常生活の環境基盤が必要です。そして、健康で生活に生きがいがあり、家族・地域・社会の中で役割を持っていきいきと安心して自分らしく生活できる心の環境基盤が必要となります。

一方で、誰でも病気やケガ、失業、その他の理由により生活に困窮する場合があります。生活困窮に至ってしまった場合の支援対策に至る前の段階に自立を支援する体制整備も必要となっています。

これらの環境基盤を整備するため、基本目標を次のとおりとします。

#### 基本目標1 地域で暮らす

- ①生活基盤づくり
- ②交流の場づくり
- ③生活困窮者等の自立支援

#### 基本目標2 生きがいをもつ

- ①健康づくり生きがいづくり
- ②各種団体の活動支援
- ③社会的孤立の防止

## 基本目標1 地域で暮らす

### ① 生活基盤づくり

#### 【現状と課題】

人口減少・少子高齢化や核家族化が進み、全国的に地域での相互扶助機能の希薄化が危惧されており、本町も例外ではありません。本町における高齢化率は平成29年4月で43.3%と、急激に進行しており、一人暮らしや高齢者のみの世帯も増加していることから、ますます生活基盤の整備が必要となってきました。

高齢者の住居に関して、施設入所の希望は介護保険制度だけでは対応できないため、介護保険適応外の施設サービスを含め、住宅改修といった高齢者の多様なニーズへの対応が必要とされています。

障がい者福祉に関しても、住まいの支援、一般就労に対する支援など障がいがあっても安心して地域で暮らし続けるための基盤づくりが求められています。

児童福祉では、児童数は減っているものの共働きの家庭が増えているため、0歳児からの保育ニーズや病児保育・病後児保育のニーズが高まっています。さらに、継続的に養育支援が必要な家庭に対する支援の必要性も高まっています。

人口減少に伴う商店の閉鎖や公共交通機関の撤退、単身高齢世帯の増加により買い物や移動手段の支援が必要となっています。

#### 【施策の方向性】

高齢者等が地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいや働く場所といった居場所づくりへの支援、買い物や通院・通学などの移動支援等を推進します。

#### 【主な取組事項】

- 高齢者等への住まいの支援** 住宅改修の補助事業を推進するとともに、障がい者グループホームや高齢者等が冬期間生活できる場について検討していきます。
- 障がい者の就労支援** 社会福祉協議会と連携して「すずらん工房」などの就労支援の充実や一般就労に向けた支援に取り組みます。
- 保育施設等の整備** 老朽化した保育施設の整備計画や病児保育体制の検討など子育て世代の支援を推進します。
- 移動支援** 社会福祉協議会の福祉有償運送「移送サービス」利用の充実を図るとともに、100円バスや通院バスの運行、「**高齢者等外出支援事業**」※、「**特別支援学校等通学通所支援事業**」※を継続し、公共交通機関が少ない町内外での通院、通学、買い物など移動の支援をします。また、移動金融や移動販売といったバス停まで行けない人への支援や、高齢者等の運転免許返納に考慮した支援を検討します。
- ICT（情報通信技術）の利用** ICT※の活用による見守りなど、情報通信技術を利用した生活支援を検討していきます。

## ②交流の場づくり

### 【現状と課題】

日常生活に不安を感じる一人暮らしや高齢者のみの世帯の人などが、家の中に閉じこもりがちになると、精神的・身体的に弱ってしまい、要介護状態になりやすいという悪循環になります。さまざまな社会的要因が複雑に関係し、うつ病など、心を病んでいく人も少なくありません。

地域内でのつながりの必要性は感じているものの、年々関係が薄れてきているのが現状です。また、障がいのある人の社会参加促進のために、日常生活訓練、軽度な作業訓練などの活動ができる「集いの場」を支援していくことが求められています。

### 【施策の方向性】

地域の中で、さまざまな活動が継続的に発展していくための拠点として、交流の場が必要となってきます。そのため、地区センターなどのほか、学校、保育所などの公共施設や空き店舗、空き住宅などを活用した地域住民の手による「交流の場」を支援します。

また、**ノーマライゼーション\***の考え方のもと、高齢者や障がいを持つ人が家に閉じこもることなく、地域の人々とのつながりの中で生きがいを持ち、楽しく暮らせるようにするための場や機会づくりを推進します。

### 【主な取組事項】

- 子育て世代の居場所づくり** 子育てサロンや各種相談、教室等の開催を支援します。また、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援体制を実施します。
- 高齢者の居場所づくり** 介護予防教室、健康教室、**認知症カフェ\***などを通じて高齢者等のおしゃべりや趣味活動ができる集いの場を支援します。
- 協力事業所への支援** 障がい者職場実習を受け入れる協力事業所を支援します。
- ふれあいサロン「やすみっこ」の拡充と支援** ふれあいサロンの拡充と未開催地区への実施要請を図ります。
- 全世代・全対象型交流の推進** 世代間交流や障がいの有無などを超えた交流が推進されるようボランティア活動を含めた環境づくりに努めます。
- 参加できない方への支援** 身体的理由等で集いの場へ参加できない方を保健師や民生児童委員、地域安心生活支援員が訪問等し、見守りや相談支援を行う環境を推進します。



### ③生活困窮者等の自立支援

#### 【現状と課題】

本町の被保護人員数は、人口減少とともにやや減少していますが、被保護世帯数はここ10年ほど同水準で推移しています。高齢者や障がい者のみで構成される世帯、子どもを抱えたひとり親世帯が増加しており、生活保護による支援に限らず、様々な生活支援を必要とする家庭が増えています。

また、生活困窮者自立支援法に基づいて、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化を図る取り組みが進められており、地域の民生児童委員等や社会福祉協議会と連携し、町の実情に応じた相談支援活動及び事業実施体制の確立を図る必要があります。

#### 【施策の方向性】

さまざまな課題を持つ生活保護受給者や生活困窮者に対して、一人ひとりの状況に応じた自立・就労支援が行われ、できるだけ早期に生活課題が軽減・解消され、安心して自立した生活が営まれるよう広域的な取り組みを行っている機関と連携して次のような取り組みを進めます。

#### 【主な取組事項】

- 様々な制度の活用** 各種制度の窓口と連携し、就労支援やその他の給付・補助制度を用いて自立した生活を送れる場合には、適切な支援機関につなげます。
- 貧困の連鎖の防止** 生まれ育った環境で子どもの将来が左右されないようひとり親家庭の支援、学習支援や居場所づくりなど子どもが健やかに育成される環境を作ります。
- 相談支援体制の強化** 社会福祉協議会をはじめ、生活困窮者自立支援実施機関と連携して、福祉分野に限らず、消費者行政、医療、教育など様々な分野を横断する相談支援体制との連携を進めます。
- 生活保護受給者等への支援** 生活困窮者や生活保護受給者に対しては、生活保護法や生活困窮者自立支援法など法の趣旨に基づき、**ケースワーカー**※等と連携し一人ひとりやその世帯の状況に応じた自立・就労支援を推進します。

## 基本目標2 生きがいをもつ

### ①健康づくり生きがいづくり

#### 【現状と課題】

高齢者や障がい者、子どもを含むすべての人にとって、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らすためには、心身ともに健康であることが基本となります。

町健康課題としては、肥満者の割合が高いことや、がん、心疾患、糖尿病など生活習慣病が挙げられるほか幼児期のむし歯有病率及び成人期の歯周病疾患が高いことです。

糖尿病やがんなどの生活習慣病の早期発見、早期治療につなげるため、各種健診等の受診率の向上と糖尿病性腎症重症化予防のため新たな健康診査項目の追加、若年層からの定期健康診査の受診促進に取り組み、疾病等の予防と健康づくりに対する意識向上への働きかけが必要となっています。

#### 【施策の方向性】

「健康くずまき21」計画に基づいて、疾病の早期発見・早期治療を目的とした生活習慣病予防健診の受診勧奨など健康管理や介護予防を促進します。また、自殺予防のためにも「こころの健康づくり」を強化します。

閉じこもりがちな高齢者の健康づくり生きがいづくり活動に加え、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識・技能を生かしたボランティア活動や地域活動などの社会参加を推進します。

#### 【主な取組事項】

- 健康づくり・介護予防の強化 各年代に応じた健康教育・相談、各種健康診査、家庭訪問等を行い、各種団体と連携して地域総ぐるみで住民一人ひとりの健康保持・増進を支援します。
- 生涯歯科保健事業等の推進 生涯にわたって歯の健康を保つことができるよう、各種歯科健康診査の実施や地域の特性を活かした食育を推進し、健康寿命の延伸を図ります。
- 健診管理システムの導入 特定健診やがん検診、予防接種、母子保健等のデータを一元管理することにより、町民の健康把握や病気の早期発見・早期治療、健康増進につなげます。
- 社会参加と生きがいづくり 老人クラブや自治会等への参加、シルバー人材センター\*活動、自主的な趣味やボランティアや生涯学習・文化・スポーツ活動など社会活動への参加を推進し、住民一人ひとりの生きがいづくりを支援します。

## ②各種団体の活動支援

### 【現状と課題】

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活を送るためには、隣近所だけでなく、民生委員や自治会、社会福祉協議会、関係機関等が「声かけ」「見守り」「安否確認」など支え合い運動の推進体制が必要です。

地域の福祉ニーズが多様化・複雑化し、公的な福祉サービスでは対応できない状況が増えており、地域で活躍する個々の委員等やボランティア、自治会や老人クラブ、婦人会、青年会などの団体等への期待が高まっています。

### 【施策の方向性】

幅広い住民参加や関係機関の連携により、地域活動を活性化し高齢者や障がい者等の見守りなどの支え合い活動を支援します。

### 【主な取組事項】

- **身近な地域の委員活動の支援** 地域住民に最も身近な民生児童委員や保健委員、食生活改善推進員等が円滑に活動できるよう町と連携し、研修会等を行います。
- **身近な地域の団体活動の支援** 地域住民が所属する自治会を中心として、老人クラブ、学校、PTA等の事業を推進し、地域の活性化を促進します。
- **組織団体等とのバックアップ** 企業や法人、商工会、森林組合、農協等の組織団体の企画やイベント等と連携し、地域住民の社会参加を推進します。
- **見守り活動の推進** 社会福祉協議会が進めている「小地域見守りネットワーク活動」※などによる見守り支援活動が町内すべての地域で実施できるよう支援します。

### ③社会的孤立の防止

#### 【現状と課題】

近年、一人暮らしの増加や地域の中で孤立しているために、地域で亡くなられた事に近隣の方が気づかず、時間が経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死・孤独死」という大変痛ましい事案が全国的にも数多く聴かれます。このような方々は、地域や社会の中で「社会的孤立」状態におちいつている場合も少なくありません。

また、「自殺問題」について、当町の過去5年毎の自殺死亡率は減少傾向にありますが、依然として自殺者は後を絶たない状況です。これまでの調査研究から自殺者の多くが、健康問題や経済問題など様々な問題を抱えた結果、うつ症状を発症し自殺に至っていることがわかってきています。

#### 【自殺死亡者数の推移：人口10万人当たり】

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
岩手県	25.2	26.3	26.5	23.2	22.8
葛巻町	128.7	44.0	15.1	31.5	16.3

資料：岩手県保健福祉年報

#### 【施策の方向性】

「社会的孤立」が重大な事案になることを予防するために、地域における孤立防止の取り組みや地域活動への参加促進の取り組みを強化していきます。

「自殺問題」については、行政及び地域住民が一体となって、ハイリスク者に気づき、相談・支援につなげる必要があるほか、地域の核となる人材の養成・育成も行っていく必要があります。また、医療機関等と連携した地域保健活動を展開し、住民の不安解消に努めるほか、各種健康教室を通し、こころと身体の健康について、住民一人ひとりが病気の知識をもち、早期に対応することの大切さを啓発していきます。

#### 【主な取組事項】

- 心配ごと相談所の開設** 社会福祉協議会では、心配ごと相談所の開設を周知し、利用の促進を図ります。
- 自殺防止対策** 「葛巻町自殺対策推進プロジェクトチーム」及び「こころの健康づくり連絡会」を中心に「自殺対策行動計画（仮称）」を策定し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざします。
- こころの健康相談体制の充実** 住民の悩みや不安解消のため、自殺予防活動地域サポーター「みんなの話」などボランティア団体の活動支援やゲートキーパー<sup>※</sup>養成講座の開催などの人材育成に取り組むとともに関係機関等で連携を図って心の健康づくりを推進します。
- 保健師の訪問活動** 健診未受診者への保健師の個別訪問や妊娠中期の夫婦面談を実施し、総合的な支援に努めます。
- 地域安心生活支援員** 高齢者等の見守り活動と併せて住民の様々な相談を受け、早期の不安解消に努めている地域安心生活支援員の活動を支援します。

## 基本方針2 地域福祉を支える人材育成と仕組みづくり

誰もが安心して地域で生活を送るためには、さまざまな場面で福祉サービスを提供できる人材や、サービスを必要とする人が、確実に適切なサービスを受けられる仕組みが必要です。

また、福祉のこころの醸成のためには、幼少のころからの家庭や学校における福祉教育を推進するとともに、地域住民が福祉活動の必要を認識し、地域の福祉人材の発見、福祉リーダーの養成など福祉を支える人材を育成することが必要です。さらに、高齢者や障がい者等が地域で生活する上での生活のしづらさを解決していくためには、必要な福祉サービスの制度や、ボランティア活動、地域での助け合い活動など、サービスを必要とする人を適切な相談支援機関につないで、適切なサービスを受けられる仕組みを整備していくことが重要です。

これらを推進するため、基本目標を次のとおりとします。

### 基本目標1 ひとを育てる

- ①思いやりの心と福祉教育
- ②ボランティアの育成
- ③専門職の育成

### 基本目標2 仕組みをつくる

- ①福祉サービス利用の支援
- ②包括的相談支援体制の整備
- ③地域包括ケアシステムの深化・推進
- ④権利擁護制度の利用促進

## 基本目標1 ひとを育てる

### ①思いやりの心と福祉教育

#### 【現状と課題】

社会福祉協議会では、町内の小中学校、高校を福祉教育推進校として指定し、学校教育の場での福祉教育を支援しています。思いやりの心を持ち、地域福祉活動に参加していく子どもを育てるため、幼少のころからの福祉教育の推進が必要です。

町においては、公民館を地域学習の活動拠点とした学習機会を設けており、社会教育の視点から、福祉教育・福祉活動を行っています。

また、住民一人ひとりが福祉の当事者であるという意識を持てる環境づくりを進めるため、地域の中にリーダーとなる人材を発掘・育成することが必要となっています。

#### 【施策の方向性】

次世代を担う子どもたちへの福祉教育は極めて重要であり、社会福祉協議会や人権擁護委員、学校等と連携した福祉教育が効果的であるといえます。そのため、学校における福祉活動を支援するとともに、地域や生涯学習を通じた世代間交流事業などを企画、支援していきます。

また、さまざまな特技や技術を持っている地域の人材を発掘するとともに、その能力を地域に生かす活動の場を提供できるよう支援を行います。

#### 【主な取組事項】

- 福祉教育の推進** 教育委員会、小中学校と協力し「子ども福祉教室」など学校教育の場での福祉教育を支援していくとともに、社会教育の視点から福祉教育・福祉活動を行います。
- 人権意識の高揚** 人権擁護委員等による子どもの「人権教育」を通じ、人権意識を高める啓発活動を支援します。
- 地域福祉リーダーの育成** 地域の中にリーダーとなる人材を発掘・育成するとともに、その能力を地域に生かす活動の場を提供できるよう支援します。また、ボランティア団体や自治会活動、老人クラブ活動におけるリーダー育成事業を支援します。
- 福祉活動の広報啓発** 社会福祉協議会と連携してボランティア団体、個人の福祉活動等を身近なものにするため、広報啓発活動を進めます。

## ②ボランティアの育成

### 【現状と課題】

地域の福祉活動を推進するためには、行政や事業所等による制度化されたサービスの充実も大切ですが、身近な地域住民の自発的な活動が重要です。

町には社会福祉協議会が運営するボランティアセンターがあり、それぞれ目的を持った団体、個人が登録し、活動しています。ボランティアセンターでは、支援活動として各グループへの助成、情報の提供、活動のための連絡調整などを行っています。

一方、ボランティア団体の解散や会員の高齢化により登録数が減少しつつあり、リーダーの不足とボランティア活動の停滞が懸念されています。

### 【施策の方向性】

社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成の機会を推進するとともに、有償ボランティアの普及にも努めます。また、子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めるよう学校やPTAと連携します。

また、ボランティアの登録が伸び悩んでいます。また、「自分にできることは協力したい」と考えている人も多いことから、幅広い情報の受発信機能を高めることが必要です。

### 【主な取組事項】

- **ボランティアの養成と活動支援** 社会福祉協議会と連携し、各種ボランティアの募集、養成講座等を開催し、広く効果的に周知を図ります。
- **町ボランティアセンターの強化** ボランティアの需要とボランティア団体等との連絡調整など連携を密にし、センター機能を強化します。
- **シルバー人材センターの活動支援** シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者の就業機会の増大と生きがいを推進します。
- **中・高生ボランティアの育成** 学校やPTA、親子活動での福祉施設への訪問や奉仕活動などを推奨するとともに、福祉イベント等に参加し活動する、中・高生のボランティア養成を図ります。

### ③専門職の育成

#### 【現状と課題】

県内だけでなく全国的にも医療、介護、福祉の現場における専門職の人材確保が困難となっています。町の医療施設や介護事業所等においても看護師やリハビリ職、介護職など有資格者の確保に苦慮し、訪問看護など事業を休止している事業所もあります。

また、福祉ニーズの量的増加、質的にも多様化・複雑化あるいは深刻化する中において、地域に精通した分野横断的にケアマネジメントを展開できる人材が求められています

#### 【施策の方向性】

町独自の看護師等専門職養成の奨学資金制度を整備し、新たな人材確保を図るとともに、現在、生活支援コーディネーターとして活動している地域安心生活支援員への協力強化や在宅有資格者の発掘、地域課題の解決・推進を図るコミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）<sup>\*</sup>と呼ばれる地域福祉コーディネーターの養成など地域の福祉活動に求められる専門職等の確保対策を推進します。

#### 【主な取組事項】

- 看護職員等の養成事業の推進** 将来、葛巻町内において医療、保健、介護、福祉サービスに従事する看護師等の確保を図ることを目的に、「看護職員等養成修学資金貸付」制度を積極的に周知・活用し、専門職員の養成に努めます。今後は、保育士や介護士など幅広い福祉専門職の養成に対しても利用できる制度について検討します。
- 地域安心生活支援員（生活支援コーディネーター）** 高齢者等を対象に地域における見守りや日常生活支援のほか地域資源の発掘、ニーズのマッチングなどコーディネーター活動に必要な知識やスキル習得を支援するとともに地域における役割、活動の場を提供します。
- コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）の養成** 社会福祉協議会や社会福祉法人と連携し、CSWを養成し、高齢者に関わらず様々な問題を抱えた者に対し、ボランティア等と連携を図り総合的に包括的な相談・支援を行うことができる人材の育成を図ります。
- 在宅専門職の発掘** 医療、介護、福祉の現場で不足している看護師、介護士、保育士等の在宅有資格者を発掘し、地域福祉を支える専門職の活動を支援していきます。
- 連携ネットワークの構築** 看護職員等専門職のほか生活支援コーディネーター、生活困窮者対策の相談支援員、社会福祉協議会のコミュニティ・ソーシャルワーカーなど他職種の連携を促進し、高齢者だけでなく障がい者等生活上の困難を抱えるすべての人を対象とした包括的な支援体制整備に向け顔の見えるネットワーク<sup>\*</sup>を構築します。



## 基本目標2 仕組みをつくる

### ①福祉サービス利用の支援

#### 【現状と課題】

町や福祉サービス事業者は、さまざまな福祉施策やサービスの提供をしていますが、情報の受け手である住民からは、福祉サービスやその内容を知る機会が少ない、複雑で理解しにくいなど、情報提供方法の改善が求められています。

個々に必要とする福祉サービスが行き届くようにするため、民生児童委員の訪問活動などを通してニーズの発見、把握に努める必要があります。さらに、自分では適切なサービスの利用が困難な人のために、町や社会福祉協議会は、本人やその家族などから相談を受け、適切なサービス利用に結びつけることが求められています。

#### 【施策の方向性】

福祉サービスに関わる情報をさまざまな方法で提供し、必要な人が適切なサービスを利用できる体制整備に努めます。

また、福祉サービスの向上に向けた取り組みを行うとともに、住民が適切な選択をし、安心して利用できる体制づくりに努めます。

#### 【主な取組事項】

- **多様な情報サービスの提供** 総合的な福祉サービスの情報を提供できる窓口の体制づくりを進めるとともに、町の広報紙や冊子、くずまきテレビ、ホームページなどを有効に活用するなど、わかりやすい掲載やテレビ放送にし、情報提供の充実に努めます。
- **ニーズの把握** 福祉サービスを必要な人が適切なサービスを利用できるよう身近な地域の民生児童委員等の訪問活動などを通じて福祉サービスのニーズを把握し、家族からの相談等から適切なサービス利用につなげます。
- **サービスの充実と質の向上** 福祉ニーズの増大と多様化複雑化する福祉課題に対応するため、訪問看護・訪問入浴など不足するサービスの確保対策や研修会の周知、社会福祉事業第三者評価の普及推進など、福祉サービス基盤の充実と質の向上を図ります。

## ②包括的相談支援体制の整備

### 【現状と課題】

地域住民の生活課題は多岐にわたり、悩みごとは多種多様といえます。虐待やひきこもり、社会的孤立など、福祉ニーズの多様化・複雑化をふまえて、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題等も出てきています。

社会福祉協議会では「心配ごと相談所」を定期的開設し、訪れる相談者に親身に対応しています。また、地域では、民生児童委員が身近な相談窓口として、行政や関係機関とのパイプ役となって活動しています。

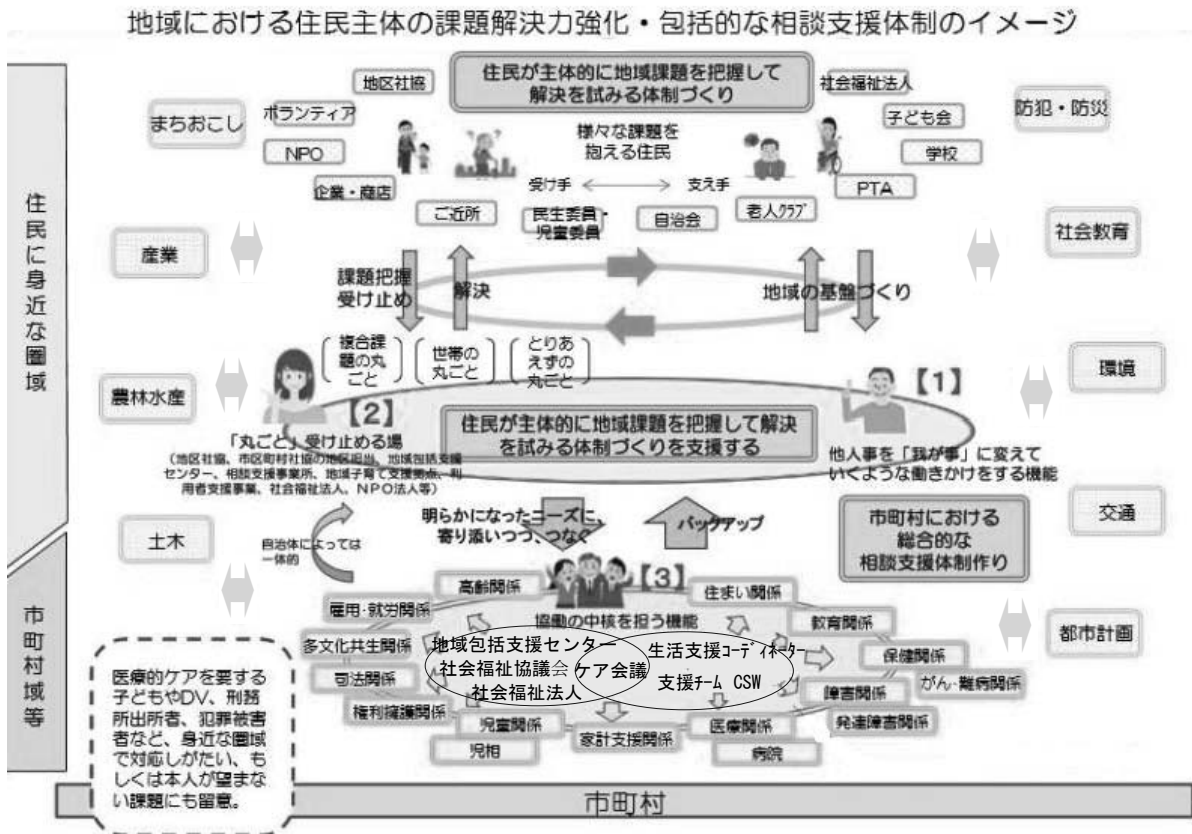
複合的で複雑な課題を有する場合や分野を横断する課題等に対応する場合、従来の枠組みにとらわれず、包括的な相談支援体制を整え、相談支援体制の充実を図っていくことが必要です。

### 【展開の方向】

住民からの相談に適切に対応するため、ケースに応じて相談窓口や関係機関の連携による相談機能の強化を図り、相談及び援助活動の体制整備に努めます。併せて、各相談機関がネットワークを構築し、複合的で複雑な課題には多機関の協働により包括的に相談・支援していく体制づくりを推進します。

### 【主な取組事項】

- 相談・苦情対応の推進** 職員の研修やケアマネジメント機能の充実、関係機関・団体等との連携を強化することで、相談・苦情対応力の向上を図ります。
- 他人事を「我が事」に変える働きかけ** 社会福祉協議会やNPO法人<sup>※</sup>と連携し、地域住民、民生児童委員、自治会等関係機関の参加のもとワークショップ等を開催し、地域の課題解決を検討することにより、他人事を「我が事」に変える意識を醸成します。
- 身近な地域での住民主体の課題解決** 地域住民、民生児童委員、自治会など相談を受けた機関等が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる。または、専門的な相談支援機関へつないだり、課題の共有やコーディネート機能をもつなど住民主体の課題解決力強化・向上を支援します。
- 「丸ごと」受け止める場の創出** 地域包括支援センターや社会福祉協議会、事業所等に「複合課題」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める包括的な相談支援体制の整備を検討します。複合的で複雑な課題解決に当たっては支援チームを編成、資源開発の検討の場に地域ケア会議など既存の場の機能を拡充します。
- 社会福祉法人の社会貢献活動** 県内の社会福祉法人と各市町村の社会福祉協議会が連携・協力して行う「IWATE・あんしんサポート事業」<sup>※</sup>の利用推進を図ります。



地域力強化検討会中間とりまとめ（平成28年12月26日）の概要から抜粋

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

【1】他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し、「自分たちで何かできないか」と思える意識

【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない

- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における包括的な相談支援体制

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

【3】協働の中核を担う機能が必要

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

### ③地域包括ケアシステムの深化・推進

#### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムとは、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援を一体的に提供していく体制のことです。

本町では、地域包括支援センターが地域ケア会議を総合調整機関として、合同研修会や入退院時の共有シートを作成するなど介護サービス事業者や医療機関等との連携を推進しています。

#### 【施策の方向性】

地域包括ケアシステムは、高齢期におけるケアが念頭に置かれていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供し、地域での自立した生活を支援するという考え方は、障がい者の地域生活への移行や、支援を受けるべき子どもや子育て家庭に対する支援等にも通じるものがあるとの考えから、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を進める地域包括ケアシステムの深化が求められています。

本町においては、健康福祉課内に地域包括支援センターが併設されているため、健康分野と高齢者福祉をはじめとする各福祉分野との連携が図られています。今後設置される子育て世代包括支援センターや障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築など、地域包括支援センターの強化を推進します。

#### 【主な取組事項】

- 保健・福祉・医療・介護の連携** 誰もが介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた地域で健康で安心して暮らし続けられるように保健・福祉・医療・介護の関係者をはじめ、地域の各種団体や住民と連携して「医療・介護・予防・住まい・生活支援」のサービスを提供していきます。
- 地域支援事業の推進** さらに進む高齢化等に対応して、在宅医療・介護連携の推進、「認知症カフェ」の検討や「**認知症初期集中支援チーム**」\*による早期診断、早期対応など認知症の人やその家族に関わる認知症施策など新しい地域支援事業を推進します。
- 地域包括支援センターの強化** 複合的で複雑な福祉課題の解決のために、高齢者福祉だけでなく児童福祉分野や障がい福祉、その他福祉分野と、その専門性を生かして相互に連携しながら業務にあたる体制を強化します。

#### ④権利擁護制度の利用促進

##### 【現状と課題】

福祉サービスの提供が「措置」から「選択・契約」の制度へ移行され、利用者と事業者との対等な関係を前提とした契約利用制度は、自己決定、自己責任を負うこととなります。

しかし、認知症高齢者や障がいを持つ人の中には自分でサービスを選定し、契約を結んで福祉サービスを利用することが困難な人もいます。これらの利用者が、安心して必要なサービスの提供が受けられるための支援が必要となっています。

「権利擁護事業」\*や「成年後見制度」\*がありますが、これらの事業、制度についての周知や支援にあたる人材等は不十分であり、利用しやすい環境づくりが求められています。

##### 【施策の方向性】

「権利擁護事業」は、社会福祉協議会において実施しています。認知症等で判断能力が不十分な方、障がいなどのために福祉サービスの利用支援が必要な場合には、人権が守られ、地域で安心して自立した生活ができるよう制度の広報、啓発とともに、利用の促進に努めます。また、利用者やその家族だけでなく、地域で当事者を支える人々も、権利擁護の考え方や制度について学べる機会づくりを推進します。

「成年後見制度」についても、判断能力が十分でない人も安心して地域で生活できるよう、制度の利用促進や成年後見人、成年後見法人などの支援者の育成などを進めます。

これらの制度の活用が必要なケースの多くは、課題が複雑化しているため、総合的な相談・支援ができる体制づくりが必要です。

##### 【主な取組事項】

■日常生活自立支援事業の推進 社会福祉協議会と連携を図り、認知症等で日常的な金銭管理等が困難な方を支援する日常生活自立支援事業の周知に努めます。また、状況等の変化に応じて成年後見制度利用への移行を図ります。

■成年後見制度の周知・利用促進 住民に対する制度の周知・研修会等を行うとともに、成年後見人や成年後見法人の育成に努めます。また、町長による申立て制度を利用するなど利用しやすい環境づくりに努めます。

■虐待防止対策 虐待により保護する高齢者等の状況を把握し、老人福祉施設等の利用につなぐとともに、その家族に対する支援を行います。

■悪質な訪問販売等の被害防止 判断力の不十分な高齢者等が、悪質な訪問販売等に遭わないように、消費生活相談員と連携して見守り活動や広報等で注意を呼びかけます。

### 基本方針3 地域協創のまちづくりに向けて

だれもが住み慣れた地域において、安心して暮らし、活動に参加し、充実した生活をしていくためには、地域住民、行政、ボランティア団体など多様な主体が相互に連携し、支援をしていくことが必要です。

これら組織の結びつきをさらに強め、社会福祉施設、医療機関、さらには消防、警察などと連携・協働して、一体感をもって創り上げていく地域福祉のまちづくりが必要です。

これらを推進するため、基本目標を次のとおりとします。

#### 基本目標1 連携・協働・協創する

- ①生活支援体制の整備
- ②関係団体等との連携・協働

#### 基本目標2 安全・安心をつくる

- ①災害時等の支援体制構築
- ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

## 基本目標1 連携・協働・協創する

## ① 生活支援体制の整備

## 【現状と課題】

高齢者や障がい者等が住み慣れた地域において在宅での生活を続けるためには、さまざまな在宅福祉サービスが必要とされています。

町では、社会福祉協議会とボランティアを中心に配食サービスや外出支援サービス、日常生活用具の貸出、子育て支援など各種福祉サービスを提供しています。

地域住民相互の扶助機能の希薄化が進行し、ボランティアの高齢化と減少、老人クラブの加入者の減少など日常的な地域の支え合いが危惧されています。ただし、地域によっては昔ながらの顔なじみで隣近所のつながりがあり、一人暮らしの高齢者等の見守りや除雪などができている地域もあります。

## 【施策の方向性】

高齢者等の多種多様な福祉ニーズを把握し、一人ひとりのニーズに応えるためには、行政や介護事業所のみならず、身近な自治会・町内会、老人クラブ、地域活動団体や近隣住民などからの協力が不可欠です。

このように、生活支援・介護予防サービスを円滑に提供するために、地域ニーズの把握と地域資源とをコーディネートする生活支援コーディネーターを配置し、さらに民生児童委員や生活支援コーディネーター、介護事業者、その他生活支援・サービス提供主体を構成員とした協議体を設置し、高齢者のニーズをふまえながら生活支援体制整備を図っていきます。

## 【主な取組事項】

- **在宅福祉の支援** 社会福祉協議会とボランティア団体の活動を支援し、子どもから高齢者、障がい者まで安心して住み慣れた地域や自宅で、生活が継続できるよう各種在宅支援事業の継続を推進します。
- **協議体の整備** 生活支援コーディネーターの活動を支援するとともに、高齢者等の生活支援・介護予防サービス提供主体等が参画した情報共有・連携の場となる「協議体」の設置を進め、生活支援サービスの担い手養成や元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保に取り組みます。
- **現役高齢者の支援** 人口減少、少子高齢化で、支え手側が減少しているため、元気な高齢者の意欲や能力を踏まえ、社会福祉協議会と連携し、老人クラブをはじめシルバー人材センターでの地域活動やボランティア活動などさまざまな社会参加を支援し、元気な高齢者に見守りや外出支援など生活支援の支え手側になる取組を促進します。

## ②関係団体等との連携・協働

### 【現状と課題】

これまでの地域福祉は、どちらかといえば行政主導で進められてきましたが、行政だけの力では、複合的・複雑な福祉課題や多様な福祉ニーズに対応しきれない状況となっています。

福祉課題については、住民も行政も共に取り組むべきであるというアンケート調査結果にも見られるとおり、これらの課題解決には、身近な地域、事業者、行政といった町の構成員すべての協働が必要であり、役割分担を明確にしながら、町全体が一体となった取り組みが必要です。

### 【施策の方向性】

地域住民が地域活動の中で、最も多く参加しているとアンケートで答えている自治会活動は、福祉活動を推進する原動力として期待されていることから、この自治会活動を支援し、だれもが参加できる地域福祉活動への展開をめざします。

町や社会福祉協議会が積極的に関わりを持ち、それぞれの地域で活動の場が広がるような支援を図っていきます。近年、ボランティア団体や特定非営利法人（NPO法人）が、独自の目的を持って活動し、福祉活動へも貢献しています。一方、住民のボランティアへの参加意識も高いことから、「場」や「機会」等の情報提供など、住民が主体的に参加し活動するための環境づくりに努めます。

### 【主な取組事項】

- 自治会での地域福祉活動 自治会、社会福祉協議会、関係団体等が連携・協力して、ワークショップ等を開催し「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌づくりや「楽しい、やりがいがある」活動への地域住民の参加、「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と考え行動する地域福祉活動を推進します。
- 行政担当課の連携 自治会をはじめ、まちづくり、自主防災組織、生涯学習・文化・スポーツ関係担当課など、行政の横の連携を強化し、各地域の自治会や老人クラブ、PTA活動を協働で支援し、誰もが参加しやすい環境を整備します。
- 地域共生社会の実現 支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、支え合いながら、暮らすことのできる「地域共生社会」の実現のため、分野を超えた課題対応に取り組みます。
- 地域協創のまちづくり 行政や社会福祉協議会等の主導ではなく、地域住民、企業や事業所などと協働して創り上げる、地域の実情にあった葛巻型の地域福祉のまちづくりに取り組みます。



## 基本目標2 安心・安全をつくる

### ①災害時等の支援体制構築

#### 【現状と課題】

平成22年12月の大雪災害や翌年3月の東日本大震災、近年では平成28年8月の台風10号の豪雨災害などの大規模な災害等に見舞われました。こうした大規模災害等には、役場や消防署等による救助・救護等の手が届かず**要配慮者**<sup>\*</sup>を中心に大きな被害となる場合があります。

また、ひとり暮らし要配慮者等の急な病気や持病の悪化などの時、かかりつけ医や家族の連絡先等が分からず、命に関わる場合もあります。

こうした事態を避けるためには、災害時や緊急時に要配慮者の安否確認、避難支援、生活支援などの必要な支援を、行政と地域住民や地域団体等が連携し、的確に実施できる体制を平時から構築しておく必要があります。

#### 【施策の方向性】

災害時等に要配慮者の支援を迅速かつ的確に行うには、日頃から、要配慮者の地域での生活実態を把握するとともに、行政、地域、民間事業者・団体、民生児童委員等が必要な情報の共有を図りながら、平時からの積極的な見守りや相談、支援体制を連携して構築し、支援するための支え合いの地域づくりを進めることが重要です。

#### 【主な取組事項】

- **日常的な見守り活動の推進** 災害や緊急時の避難支援等が迅速かつ適切に提供されるよう、普段からの地域の支援者・団体等などによる日常的な地域見守り支援活動を促進します。
- **地域での防災訓練実施** 要配慮者を含めた避難訓練の実施を推進し、家庭でも災害時の対応について、日頃から話し合う機会を持つことを推進します。
- **避難行動要支援者名簿**<sup>\*</sup>**の整備・更新** 要配慮者の同意のもと、地域の支援者、関係機関、協力団体等と情報を共有し、平時の防災活動や支援活動、災害時の避難支援活動が適切に行われる体制づくりを推進します。
- **個別計画作成の推進** 要配慮者の同意のもと、地域の支援者、災害時の避難方法などを決めた個別の支援計画や名簿を作成します。
- **福祉避難所の指定** 要配慮者や支援者のための福祉避難所の指定を行い、災害発生時の避難支援に備えます。

<sup>\*</sup>災害時の具体的な取り組みは、「災害時要援護者避難支援計画」で定めています。

## ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

### 【現状と課題】

高齢者や障がいを持つ人が安心して暮らせるための条件の1つとして、公共的建築物や交通機関、住宅や商店など、日常的に利用する生活環境のバリアフリーの推進が必要です。

役場庁舎等においても自動ドア、スロープ、障がい者用駐車スペースの看板設置など、バリアフリー化の推進に努めています。また、今後新しく建設する施設は、ユニバーサルデザインを考慮したものでなくてはなりません。

地域においても、住民や企業が、段差解消、階段のスロープ化など、高齢者や障がいを持つ人だけでなく、妊婦や体調不良の人などにも生活しやすい環境にしようという認識を広めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

地域において、だれもが安全かつ快適に暮らせ、積極的に社会活動に参加できるように、住環境へのバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った、「人にやさしいまちづくり」を目指します。そのため、関係機関や団体と連携、協力して、バリアを作らない運動を推進します。

また、構造物や設備等を改善してだけでなく、障がいを持つ人に対する理解や認識を深めて、心のバリアフリーを促進することも重要です。啓発活動や福祉教育を通して、心のバリアフリーへの取り組みも進めていきます。

### 【主な取組事項】

- ユニバーサルデザインの普及啓発** ユニバーサルデザインの理念や考え方の普及啓発を図ります。
- バリアフリーの推進** 公共的建築物や交通機関、住宅や商店など、日常的に利用する生活環境のバリアフリーを推進します。
- 心のバリアフリー** 講演会や研修、親子ボランティア活動などを通じて障がいの理解、認識を深め、心のバリアフリーを推進します。
- 優良事例の情報提供** ユニバーサルデザインの優良事例を示しながら町内企業、商店などへ働きかけます。

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 地域福祉計画の推進・調整

地域福祉の積極的な推進において重要な役割を担うのは、地域住民や自治会、ボランティア団体等の自主的な取り組みですが、その自主性の発揮をさまざまな形で支援する意味で、社会福祉協議会や行政機関の推進・調整の役割が重要と考えられます。

この計画の推進・調整役として、社会福祉協議会と行政機関が連携し、地域福祉推進の先導役を果たします。

### 2 計画の評価

地域福祉計画の評価としては、住民の地域福祉に関する満足度が指標となります。本計画の推進にあたっては、その実効性を確保するため、次期計画の見直しを行う5年後の事業実施指標を設定し、計画の評価を行います。

指標1	ふれあいサロン「やすみっこ」開催地区数
目標値	現在値 22箇所 → 目標値 27箇所以上 (平成28年度) (次期計画見直し時)

町内34行政区(35地区)中、年1回以上開催の地区を27か所以上とするため、社会福祉協議会の協力のもと、自治会等と連携して推進します。

指標2	ボランティア登録総人数
目標値	現在値 222人 → 目標値 230人以上 (平成29年4月) (次期計画見直し時)

会員数が減少することなく、年間数人ずつ増えるようボランティア養成講座や活動など周知を強化します。

指標3	避難行動要支援者個別計画作成(延件数)
目標値	現在値 0人 → 目標値 5人以上 (平成29年4月) (次期計画見直し時)

在宅の重度介護者や1人暮らし障がい者等を中心に、個別計画を5年間で5件以上作成することを目標とします。



## 資料編

1	葛巻町地域福祉計画実態・意向調査	
①	調査要領	63
②	地域福祉計画実態・意向調査結果	64
③	自由記載欄から	74
2	葛巻町地域福祉計画策定委員会設置要綱	76
3	策定委員会委員名簿	77
4	関係法令	78
5	用語解説	81



## 葛巻町地域福祉計画実態・意向調査

### 1 目的

葛巻町では、社会福祉法（第107条）に基づき、平成30年～平成39年度における「葛巻町地域福祉計画」の策定を予定していることから、保健福祉行政や地域福祉に関する町民の意識や考え方などについてアンケート調査を実施し、地域福祉計画策定の参考にしようとするものです。

### 2 地域福祉計画について

平成30年4月施行の改正社会福祉法の中で、これまで任意とされていた地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされた。また、高齢者、障害者、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を一体的に定め、各個別計画の上位計画として位置づけられました。

### 3 実施時期

平成29年12月

### 4 調査区域

葛巻町内一円

### 5 実施主体

葛巻町

### 6 調査対象

(1) 対象者 18歳以上～80歳の町民 240人（18歳～80歳人口4,798人のおよそ5%）

・子育て世代（18～49歳） 76人

・中年世代（50～64歳） 73人

・高齢世代（65歳以上） 91人

(2) 抽出方法 対象者は、人口等に応じて案分し、任意抽出する。

### 7 調査の内容

(1) あなた自身のことと暮らしについて

(2) 地域とのかかわりと地域活動について

(3) 地域共生社会の実現にむけて

(4) これからの地域福祉のあり方について

### 8 調査方法

対象者に対し、調査票を直接郵送し、返信用封筒で返送していただくかまたは地区の民生委員（社会福祉委員）に提出してもよいこととする。

**葛巻町地域福祉計画アンケート調査結果**  
(調査対象者 240 人・回答者 120 人 回答率 50.0%)

**1 あなた自身のことと暮らしについて**

**問1 あなた自身のこと**

**◎あなた自身のこと－性別**

	回答数	構成比
(1) 男性	49	40.8%
(2) 女性	69	57.5%
(3) 無回答	2	1.7%
(4) 計	120	100.0%

**◎あなた自身のこと－年齢**

	回答数	構成比
(1) 18～49歳	32	26.7%
(2) 50～64歳	39	32.5%
(3) 65歳以上	48	40.0%
(4) 無回答	1	0.8%
計	120	100.0%

**◎あなた自身のこと－住んでいる地区**

	回答数	構成比
(1) 葛巻地区	71	59.2%
(2) 江刈地区	38	31.7%
(3) 田部地区	10	8.3%
(4) 無回答	1	0.8%
計	120	100.0%

**◎あなた自身のこと－職業**

	回答数	構成比
(1) 自営業・自由業	17	14.2%
(2) 会社員	26	21.7%
(3) 農林業	15	12.5%
(4) パート、アルバイト	13	10.8%
(5) 学生	2	1.7%
(6) 無職	31	25.8%
(7) その他	12	10.0%
(8) 無回答	4	3.3%
計	120	100.0%



※この構成比の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が総数に合わない場合もあります。

問2 あなたの周りの暮らしの環境について、それぞれの分野での満足度はいかがですか。  
(それぞれ1つ)

① 「安心して赤ちゃんを産み育てられる環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	25	20.8%	7	21.9%	10	25.6%	8	16.7%	0	0.0%
どちらでもない	51	42.5%	17	53.1%	17	43.6%	17	35.4%	0	0.0%
不満足	30	25.0%	8	25.0%	11	28.2%	11	22.9%	0	0.0%
無回答	14	11.7%	0	0.0%	1	2.6%	12	25.0%	1	100.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

② 「子どもが元気に成長できる環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	48	40.0%	16	50.0%	14	35.9%	18	37.5%	0	0.0%
どちらでもない	51	42.5%	14	43.8%	21	53.8%	16	33.3%	0	0.0%
不満足	8	6.7%	2	6.3%	3	7.7%	3	6.3%	0	0.0%
無回答	13	10.8%	0	0.0%	1	2.6%	11	22.9%	1	100.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

③ 「青少年が健全に育つ環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	46	38.3%	15	46.9%	15	38.5%	16	33.3%	0	0.0%
どちらでもない	54	45.0%	15	46.9%	19	48.7%	20	41.7%	0	0.0%
不満足	7	5.8%	2	6.3%	4	10.3%	1	2.1%	0	0.0%
無回答	13	10.8%	0	0.0%	1	2.6%	11	22.9%	1	100.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

④ 「障がいがあっても安心して暮らせる環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	18	15.0%	6	18.8%	4	10.3%	8	16.7%	0	0.0%
どちらでもない	65	54.2%	20	62.5%	24	61.5%	20	41.7%	1	100.0%
不満足	26	21.7%	6	18.8%	10	25.6%	10	20.8%	0	0.0%
無回答	11	9.2%	0	0.0%	1	2.6%	10	20.8%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑤ 「高齢者がいきいきと暮らせる環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	35	29.2%	14	43.8%	9	23.1%	12	25.0%	0	0.0%
どちらでもない	56	46.7%	13	40.6%	24	61.5%	18	37.5%	1	100.0%
不満足	18	15.0%	5	15.6%	5	12.8%	8	16.7%	0	0.0%
無回答	11	9.2%	0	0.0%	1	2.6%	10	20.8%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑥ 「隣近所といざというとき助け合える環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	54	45.0%	15	46.9%	16	41.0%	22	45.8%	1	100.0%
どちらでもない	53	44.2%	16	50.0%	22	56.4%	15	31.3%	0	0.0%
不満足	6	5.0%	1	3.1%	1	2.6%	4	8.3%	0	0.0%
無回答	7	5.8%	0	0.0%	0	0.0%	7	14.6%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑦ 「事件や事故が少なく安心して暮らせる環境」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	78	65.0%	23	71.9%	27	69.2%	28	58.3%	0	0.0%
どちらでもない	29	24.2%	8	25.0%	11	28.2%	9	18.8%	1	100.0%
不満足	3	2.5%	1	3.1%	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%
無回答	10	8.3%	0	0.0%	1	2.6%	9	18.8%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑧ 「買い物や交通の利便性」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	16	13.3%	1	3.1%	5	12.8%	10	20.8%	0	0.0%
どちらでもない	37	30.8%	10	31.3%	13	33.3%	13	27.1%	1	100.0%
不満足	56	46.7%	21	65.6%	20	51.3%	15	31.3%	0	0.0%
無回答	11	9.2%	0	0.0%	1	2.6%	10	20.8%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑨ 「急な病気やけがなどに対する医療体制」について

択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	24	20.0%	1	3.1%	11	28.2%	12	25.0%	0	0.0%
どちらでもない	55	45.8%	14	43.8%	17	43.6%	23	47.9%	1	100.0%
不満足	32	26.7%	17	53.1%	10	25.6%	5	10.4%	0	0.0%
無回答	9	7.5%	0	0.0%	1	2.6%	8	16.7%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

⑩ 「防災や防犯に対する支援や組織の体制」について

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
満足している	41	34.2%	9	28.1%	17	43.6%	15	31.3%	0	0.0%
どちらでもない	59	49.2%	21	65.6%	21	53.8%	16	33.3%	1	100.0%
不満足	9	7.5%	2	6.3%	0	0.0%	7	14.6%	0	0.0%
無回答	11	9.2%	0	0.0%	1	2.6%	10	20.8%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

問3 あなたは将来も現在の地域で暮らしたいと思いますか。(1つ)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
暮らしたい	36	30.0%	6	18.8%	9	23.1%	21	43.8%	0	0.0%
できれば暮らしたい	43	35.8%	11	34.4%	14	35.9%	17	35.4%	1	100.0%
どちらともいえない	15	12.5%	7	21.9%	5	12.8%	3	6.3%	0	0.0%
あまり暮らしたくない	17	14.2%	5	15.6%	7	17.9%	5	10.4%	0	0.0%
暮らしたくない	3	2.5%	1	3.1%	1	2.6%	1	2.1%	0	0.0%
わからない	3	2.5%	2	6.3%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	3	2.5%	0	0.0%	2	5.1%	1	2.1%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

◎ 「暮らしたい」「できれば暮らしたい」の理由(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
人のつながりがあるから	62	39.0%	11	35.5%	19	40.4%	31	38.8%	1	100.0%
通勤・通学に便利だから	8	5.0%	4	12.9%	3	6.4%	1	1.3%	0	0.0%
希望する就職先・進学先があるから	6	3.8%	4	12.9%	2	4.3%	0	0.0%	0	0.0%
住環境がよいから	32	20.1%	5	16.1%	8	17.0%	19	23.8%	0	0.0%
買い物など日常生活が便利	7	4.4%	0	0.0%	2	4.3%	5	6.3%	0	0.0%
交通の便がよいから	12	7.5%	0	0.0%	1	2.1%	11	13.8%	0	0.0%
医療・福祉が充実しているから	10	6.3%	1	3.2%	0	0.0%	9	11.3%	0	0.0%
教育環境・子育て環境が充実しているから	10	6.3%	3	9.7%	4	8.5%	3	3.8%	0	0.0%
その他	12	7.5%	3	9.7%	8	17.0%	1	1.3%	0	0.0%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	159	100.0%	31	100.0%	47	100.0%	80	100.0%	1	100.0%

◎ 「あまり暮らしたくない」「暮らしたくない」の理由(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
人のつながりが希薄だから	4	7.5%	1	6.3%	1	5.0%	2	11.8%	0	%
通勤・通学に不便だから	3	5.7%	1	6.3%	2	10.0%	0	0.0%	0	%
希望する就職先・進学先がないから	9	17.0%	4	25.0%	1	5.0%	4	23.5%	0	%
住環境が悪いから	6	11.3%	1	6.3%	4	20.0%	1	5.9%	0	%
買い物など日常生活が不便	12	22.6%	3	18.8%	5	25.0%	4	23.5%	0	%
交通の便が悪いから	13	24.5%	3	18.8%	5	25.0%	5	29.4%	0	%

医療・福祉が充実していないから	5	9.4%	3	18.8%	1	5.0%	1	5.9%	0	%
教育環境・子育て環境が充実していないから	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%
その他	1	1.9%	0	0.0%	1	5.0%	0	0.0%	0	%
無回答	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	%
合計	53	100.0%	16	100.0%	20	100.0%	17	100.0%	0	%

問4 あなたは日常生活で困っていること、不安に感じていることはありますか。(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自分の健康	60	19.4%	7	8.4%	19	18.3%	33	27.0%	1	100.0%
親や子どものこと	30	9.7%	8	9.6%	16	15.4%	6	4.9%	0	0.0%
子育てや教育に関すること	9	2.9%	7	8.4%	2	1.9%	0	0.0%	0	0.0%
老後に関すること	85	27.4%	15	18.1%	30	28.8%	40	32.8%	0	0.0%
仕事に関すること	32	10.3%	15	18.1%	11	10.6%	6	4.9%	0	0.0%
住居に関すること	18	5.8%	10	12.0%	4	3.8%	4	3.3%	0	0.0%
お金や財産に関すること	34	11.0%	11	13.3%	9	8.7%	14	11.5%	0	0.0%
災害に関すること	18	5.8%	2	2.4%	6	5.8%	10	8.2%	0	0.0%
防犯に関すること	3	1.0%	1	1.2%	0	0.0%	2	1.6%	0	0.0%
近所づきあい近隣の間人間関係	11	3.5%	3	3.6%	5	4.8%	3	2.5%	0	0.0%
困ったり、不安なことはない	4	1.3%	1	1.2%	1	1.0%	2	1.6%	0	0.0%
その他	1	0.3%	1	1.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	5	1.6%	2	2.4%	1	1.0%	2	1.6%	0	0.0%
合計	310	100.0%	83	100.0%	104	100.0%	122	100.0%	1	100.0%

問5 あなたは、困ったり不安を感じたときだれに相談しますか。(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
配偶者	68	23.7%	20	27.0%	23	24.7%	25	21.0%	0	0.0%
親、子、兄弟姉妹など	88	30.7%	24	32.4%	29	31.2%	34	28.6%	1	100.0%
隣近所の人	23	8.0%	2	2.7%	8	8.6%	13	10.9%	0	0.0%
知人・友人	57	19.9%	18	24.3%	18	19.4%	21	17.6%	0	0.0%
民生児童委員	10	3.5%	1	1.4%	2	2.2%	7	5.9%	0	0.0%
自治会役員等	3	1.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	2.5%	0	0.0%
町役場の窓口など	17	5.9%	3	4.1%	3	3.2%	11	9.2%	0	0.0%
社会福祉協議会	5	1.7%	2	2.7%	1	1.1%	2	1.7%	0	0.0%
相談相手がいない	10	3.5%	3	4.1%	6	6.5%	1	0.8%	0	0.0%
その他	2	0.7%	0	0.0%	2	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	4	1.4%	1	1.4%	1	1.1%	2	1.7%	0	0.0%
合計	287	100.0%	74	100.0%	93	100.0%	119	100.0%	1	100.0%

## 2 地域とのかかわりと地域活動について

問6 あなたは隣近所の人とどの程度おつきあいがありますか。(1つ)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
日頃からよく行き来し、助け合うなど、家族同様のつきあい。	22	18.3%	2	6.3%	5	12.8%	14	29.2%	1	100.0%
時々世間話をしたり、簡単な頼みごとをするなど、気軽に助け合うつきあいをしている。	49	40.8%	8	25.0%	14	35.9%	27	56.3%	0	0.0%
顔を合わせるとあいさつをし合う程度のつきあいをしている。	39	32.5%	17	53.1%	17	43.6%	5	10.4%	0	0.0%
顔を合わせる事はあるが、会話やつきあいはあまりない。	7	5.8%	3	9.4%	3	7.7%	1	2.1%	0	0.0%
まったくつきあいが無い。	1	0.8%	1	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	2	1.7%	1	3.1%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

問7 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたでできることは何ですか？

また、あなたが隣近所の人に助けてもらおうとしたらどんなことをしてほしいですか？

項目	選択項目		手助けできること						手助けしてほしいこと					
			できる		できない		無回答		してほしい		いらない		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
安否確認の声かけ	96	80.0%	7	5.8%	17	14.2%	61	50.8%	31	25.8%	28	23.3%		
話し相手や心配ごとの相談相手	72	60.0%	27	22.5%	21	17.5%	50	41.7%	41	34.2%	29	24.2%		
ちょっとした買い物	82	68.3%	20	16.7%	18	15.0%	28	23.3%	61	50.8%	31	25.8%		
ちょっとした家事	76	63.3%	25	20.8%	19	15.8%	18	15.0%	68	56.7%	34	28.3%		
除雪	75	62.5%	28	23.3%	17	14.2%	44	36.7%	44	36.7%	32	26.7%		
短時間の子どもの預かり	37	30.8%	60	50.0%	23	19.2%	19	15.8%	64	53.3%	37	30.8%		
外出時の車による送迎	55	45.8%	43	35.8%	22	18.3%	22	18.3%	66	55.0%	32	26.7%		
通院の付き添い	35	29.2%	62	51.7%	23	19.2%	10	8.3%	76	63.3%	34	28.3%		
食事づくり・掃除・洗濯	24	20.0%	72	60.0%	24	20.0%	9	7.5%	78	65.0%	33	27.5%		
日常の金銭の授受・支払	19	15.8%	75	62.5%	26	21.7%	7	5.8%	80	66.7%	33	27.5%		
役場等への届け出や連絡	52	43.3%	46	38.3%	22	18.3%	21	17.5%	67	55.8%	32	26.7%		
家族の介護	35	29.2%	61	50.8%	24	20.0%	20	16.7%	68	56.7%	32	26.7%		
災害時の見守りや支援	74	61.7%	23	19.2%	23	19.2%	55	45.8%	32	26.7%	33	27.5%		
合計	732	46.9%	549	35.2%	279	17.9%	364	23.3%	776	49.7%	420	26.9%		

問8 あなたは地域の行事や活動に進んで参加していますか。(1つ)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自分から進んで参加協力している	21	17.5%	4	12.5%	7	17.9%	10	20.8%	0	0.0%
求められれば参加協力している	62	51.7%	12	37.5%	23	59.0%	27	56.3%	0	0.0%
参加したいが、都合などによりあまり参加できない。	23	19.2%	12	37.5%	6	15.4%	5	10.4%	0	0.0%
関心がなく、誘われてもやるつもりもない。	7	5.8%	4	12.5%	2	5.1%	1	2.1%	0	0.0%
その他	3	2.5%	0	0.0%	1	2.6%	2	4.2%	0	0.0%
無回答	4	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.3%	1	100.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

問9 あなたが現在参加している地域活動にはどんなものがありますか。(あてはまるものすべて)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
自治会	74	36.5%	14	26.9%	26	39.4%	34	40.5%	0	0.0%
PTA・子ども会	13	6.4%	8	15.4%	5	7.6%	0	0.0%	0	0.0%
青年会	4	2.0%	3	5.8%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
婦人会	6	3.0%	0	0.0%	1	1.5%	5	6.0%	0	0.0%
老人クラブ	13	6.4%	0	0.0%	1	1.5%	12	14.3%	0	0.0%
ボランティア活動	10	4.9%	3	5.8%	1	1.5%	6	7.1%	0	0.0%
文化・スポーツ活動	14	6.9%	5	9.6%	5	7.6%	4	4.8%	0	0.0%
保健・健康活動	5	2.5%	1	1.9%	0	0.0%	4	4.8%	0	0.0%
消防団・防災活動	17	8.4%	5	9.6%	8	12.1%	4	4.8%	0	0.0%
まちづくり活動	8	3.9%	1	1.9%	5	7.6%	2	2.4%	0	0.0%
地域福祉活動	3	1.5%	0	0.0%	1	1.5%	2	2.4%	0	0.0%
環境保護・美化活動	5	2.5%	0	0.0%	3	4.5%	2	2.4%	0	0.0%
特になし	24	11.8%	12	23.1%	7	10.6%	4	4.8%	1	100.0%
その他	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.2%	0	0.0%
無回答	6	3.0%	0	0.0%	2	3.0%	4	4.8%	0	0.0%
合計	203	100.0%	52	100.0%	66	100.0%	84	100.0%	1	100.0%

問10 あなたは、地域の活動に参加しようとした場合に、支障となることがありますか。(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
仕事などで自由な時間がない。	61	29.3%	25	38.5%	21	30.9%	15	20.3%	0	0.0%
家事・育児などで時間がない。	16	7.7%	12	18.5%	3	4.4%	1	1.4%	0	0.0%
病人、高齢者等の世話で余裕がない。	10	4.8%	1	1.5%	5	7.4%	4	5.4%	0	0.0%
家族の同意が得られない。	5	2.4%	1	1.5%	2	2.9%	2	2.7%	0	0.0%
人間関係がわずらわしい。	28	13.5%	10	15.4%	10	14.7%	8	10.8%	0	0.0%
参加手続きや定期的な参加がわずらわしい。	15	7.2%	5	7.7%	5	7.4%	5	6.8%	0	0.0%
参加したい活動の情報が得られない。	11	5.3%	6	9.2%	1	1.5%	4	5.4%	0	0.0%
参加したいが移動手段がない	7	3.4%	1	1.5%	1	1.5%	5	6.8%	1	100.0%
特に支障はない	37	17.8%	3	4.6%	13	19.1%	20	27.0%	0	0.0%
その他	7	3.4%	1	1.5%	4	5.9%	2	2.7%	0	0.0%
無回答	11	5.3%	0	0.0%	3	4.4%	8	10.8%	0	0.0%
合計	208	100.0%	65	100.0%	68	100.0%	74	100.0%	1	100.0%

### 3 地域共生社会の実現にむけて

問 11 高齢者、障がい者、児童その他福祉に関して共通して取り組むべき事項は何だと考えていますか。(3つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
福祉意識を高める福祉教育の推進	25	8.3%	6	7.1%	10	9.9%	9	7.9%	0	0.0%
福祉活動を推進する地域リーダーなどの人材育成	28	9.3%	4	4.8%	11	10.9%	13	11.4%	0	0.0%
健康づくりや生きがいづくりなど個人の活動支援	27	9.0%	6	7.1%	12	11.9%	9	7.9%	0	0.0%
ボランティアの養成やNPO活動支援	18	6.0%	7	8.3%	5	5.0%	6	5.3%	0	0.0%
自治会活動支援・地域住民の助け合い体制づくり	51	17.0%	13	15.5%	16	15.8%	22	19.3%	0	0.0%
地域における災害時や緊急時の支援体制	42	14.0%	15	17.9%	9	8.9%	18	15.8%	0	0.0%
身近な相談窓口・専門的相談窓口など相談体制の充実	26	8.7%	7	8.3%	10	9.9%	8	7.0%	1	100.0%
福祉施設の整備の充実	24	8.0%	10	11.9%	8	7.9%	6	5.3%	0	0.0%
福祉サービス事業の育成・充実・向上	28	9.3%	9	10.7%	11	10.9%	8	7.0%	0	0.0%
福祉サービス情報提供体制の推進	10	3.3%	5	6.0%	3	3.0%	2	1.8%	0	0.0%
社会福祉法人や企業等の社会貢献活動	4	1.3%	0	0.0%	1	1.0%	3	2.6%	0	0.0%
権利擁護事業の推進	1	0.3%	0	0.0%	1	1.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	0.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.9%	0	0.0%
無回答	15	5.0%	2	2.4%	4	4.0%	9	7.9%	0	0.0%
合計	300	100.0%	84	100.0%	101	100.0%	114	100.0%	1	100.0%

#### 4 これからの地域福祉のあり方について

問12 地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきだと考えますか。  
(1つ)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
家庭や地域住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべき(地域住民主体)	33	27.5%	8	25.0%	12	30.8%	13	27.1%	0	0.0%
福祉課題については、住民も行政も協力し合い、共にとりくむべきである(住民・行政協働)	48	40.0%	14	43.8%	16	41.0%	18	37.5%	0	0.0%
行政の手の届かない福祉課題については住民が協力すべきである(行政主体)	8	6.7%	2	6.3%	3	7.7%	3	6.3%	0	0.0%
地域福祉の充実を進める責任は行政にあるので、住民はそれほど協力すべきではない(行政主導)	2	1.7%	1	3.1%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%
わからない	16	13.3%	7	21.9%	5	12.8%	3	6.3%	1	100.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
無回答	13	10.8%	0	0.0%	2	5.1%	11	22.9%	0	0.0%
合計	120	100.0%	32	100.0%	39	100.0%	48	100.0%	1	100.0%

問13 これからの地域福祉で優先的に取り組まなければならない課題は何だと考えていますか。  
(5つまで)

選択項目	総計		18～49歳		50～64歳		65歳以上		無回答	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
ひとり親家庭の子育て支援	16	3.1%	7	4.8%	5	2.9%	4	2.1%	0	0.0%
共働き家庭の子育て支援	31	6.0%	13	9.0%	9	5.3%	9	4.6%	0	0.0%
乳幼児期・学齢期の子育て支援	23	4.5%	6	4.1%	10	5.8%	7	3.6%	0	0.0%
子どもの貧困問題	6	1.2%	3	2.1%	1	0.6%	2	1.0%	0	0.0%
子どもへの虐待防止対策	12	2.3%	1	0.7%	4	2.3%	7	3.6%	0	0.0%
青少年の健全育成・犯罪や非行の防止	20	3.9%	4	2.8%	4	2.3%	12	6.2%	0	0.0%
障がい者に対する理解・交流の場	32	6.2%	10	6.9%	8	4.7%	14	7.2%	0	0.0%
障がい者世帯への生活支援	23	4.5%	6	4.1%	10	5.8%	7	3.6%	0	0.0%
障がい者の就労の場の確保	35	6.8%	9	6.2%	16	9.4%	10	5.1%	0	0.0%
障がい者への虐待防止対策	4	0.8%	0	0.0%	2	1.2%	2	1.0%	0	0.0%
高齢者の社会参加や生きがいのづくり	34	6.6%	6	4.1%	13	7.6%	15	7.7%	0	0.0%
高齢者の体力づくり・介護予防	20	3.9%	4	2.8%	6	3.5%	9	4.6%	1	33.3%
高齢者世帯の生活支援	50	9.7%	16	11.0%	17	9.9%	17	8.7%	0	0.0%
高齢者による高齢者の支援	14	2.7%	3	2.1%	4	2.3%	7	3.6%	0	0.0%
認知症にやさしい町づくり	14	2.7%	2	1.4%	7	4.1%	4	2.1%	1	33.3%
高齢者への虐待防止対策	1	0.2%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
生活習慣病予防などの健康づくり	25	4.9%	7	4.8%	6	3.5%	12	6.2%	0	0.0%
災害時の安否確認や避難誘導などの防災活動	23	4.5%	9	6.2%	8	4.7%	6	3.1%	0	0.0%



社会的孤立者への支援	11	2.1%	5	3.4%	2	1.2%	4	2.1%	0	0.0%
孤立死・自殺防止	29	5.6%	8	5.5%	11	6.4%	10	5.1%	0	0.0%
低所得者への支援や仕事に就けない人への就労支援	37	7.2%	14	9.7%	11	6.4%	12	6.2%	0	0.0%
振込詐欺などの消費者被害防止などの防犯活動	9	1.8%	0	0.0%	3	1.8%	6	3.1%	0	0.0%
建築物や道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化	13	2.5%	6	4.1%	4	2.3%	3	1.5%	0	0.0%
住民同士のつながり	19	3.7%	4	2.8%	8	4.7%	7	3.6%	0	0.0%
特になし	2	0.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.5%	1	33.3%
その他	2	0.4%	1	0.7%	0	0.0%	1	0.5%	0	0.0%
無回答	9	1.8%	1	0.7%	2	1.2%	6	3.1%	0	0.0%
合計	514	100.0%	145	100.0%	171	100.0%	195	100.0%	3	100.0%



## ◎ アンケート自由記載欄から

問16 その他、あなたが日ごろ考えている福祉や地域のあり方に関する要望やお考えを自由にお書きください。

### 1 人口減少、少子高齢化、生活支援に関すること

- ・若者の都会流出に歯止めがかからない。若者が定住できる環境を整備するのが先決。畜産・林業にこだわりすぎ、近隣都市へのアクセスも良いとは言えない。
- ・今度、地域の高齢化が進むにつれて自治会の奉仕活動（道路・河川の草刈り、消防協力隊など）が負担になってくる。また、自治会運営が高齢化しつつあるので心配。
- ・どこの地域でも高齢者が多く、若い人や子どもが減少しています。町内に若い人が働く職場がほしいです。20年後30年後の人口減少が心配です。一人世帯、夫婦世帯が多くなり、お寺の仏様を後見する人がなく心配する人が多いようです。
- ・葛高への施策の継続と更なる発展を望む。（卒業生のUターン、Iターンの促進）
- ・人口減少により各学校とも生徒数が減少しているため、生徒の選択肢も減ってきている。学校統合を進めた方がよいと思います。
- ・Uターン、Iターン等に力を入れるのも分かるが、今住んでいる町民を大事にしてほしい。
- ・葛巻町は人口も少ないので健康で働ける老人をもっと増やし、若い人の負担を少なくし、地域活動も縮小し住みやすい場所にできないと、ますます他町村へ流出すると思います。
- ・自分たちも50を目の前にして、果たして子どもたちがこの町に帰ってきててもどうなのかな？と思いますが、今の生活を維持するために働いています。
- ・人口減少、高齢者、空き地の増加で街中は以前よりなんとなく暗い。少し、将来が心配。
- ・葛高の存続を願う。
- ・空き家が増えたり、一人暮らしが多くなっていくので、数年後には地域だけではやっていけなくなる。行政に頼りたくなると思います。
- ・買い物用バス（ワゴン車）が地区に入るようにしてください。月4回程度、片道200円くらいがいいと思います。町内の商店にとってもよいのではないかと。1回試してみてください。皆様の意見を聞いてください。
- ・JRバス料金100円はありがたいです。（今現在は利用回数が少ないですが）
- ・薬王堂～農協～とりい～岩銀～葛巻病院の間をつなぐミニバスがあったら非常にいいと思います。
- ・将来の除雪が不安。
- ・どんどん高齢化が進んでいる現在、一人暮らしをされている方も多くいる。まだまだ生活の支援が足りないと感じる。（例えば、交通の便・買い物・除雪等）

## 2 地域福祉に関すること

- ・隣人同士であいさつを積極的にできるようになれば良いと思う。
- ・自分自身も加齢とともに健康面で不安もあるが、町や福祉活動に参加していろいろ参考になっている。一人でも多く、どんなことでもいいので声がけをして参加者を増やしたい。
- ・障害者が生活していける町づくり。
- ・ボランティア登録などそれぞれができること、してほしいことを一致させるシステム。
- ・班長で地区を回った時、一人暮らしの高齢者が「さみしくて」、「話す相手がほしい」と言っていたのですが、時間が少ししか取れずとても悲しい気持ちになりました。そんな人がたくさんいるのかなど。
- ・高齢者向け窓口、なんでも相談の設置（電話番号を簡単なもので）

## 3 施設整備・維持管理に関すること

- ・流雪溝の上をシルバーカーやお年寄りが歩きやすくなるようガタをなくする。（歩行者の安全）
- ・介護施設をあともう1，2か所増やす（老後の安心+雇用の増加）
- ・町の建物がピンク（ワイン色）であるが、景観が損なわれているように感じる。
- ・岩手町町内のような歩道を町内（四日市～田子区間）に整備して作っていただきたい。子どもたちの冬期間の登下校が心配です。
- ・ボロボロ穴だらけの四日市の道路を整備してください。ベビーカーも押せないくらい穴だらけです。

## 4 その他、町づくりに関すること

- ・町外に出ている子、孫たちが葛巻に帰ってきてても心配なく働く場所もあり、葛巻で暮らしたいと思えるような町、活気があり豊かで住みよい町を望む。
- ・高齢者社会に対応できる町づくりが重要だと思いますが、活動できるのはやはり同年代の高齢者が中心になってしまいます。今暮らしている若い力や発想力を生かせる場所が必要ではないでしょうか。
- ・地域活動や消防団などに全く協力しない若者を半強制的に協力させる仕組みを作ってほしい。
- ・一度、町外に出ても戻ってきたいと思える町づくりをするために自分自身も進んで協力していきたい。
- ・葛巻に住んでいないため、協力できなくて申し訳ありません。

## 葛巻町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1 葛巻町福祉計画を策定するため、葛巻町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に係る事項の検討に関すること。
- (2) その他、計画の策定に必要と認められる事項。

(組織)

第3 委員会は15人以内の委員で組織し、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) その他地域福祉の推進に必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から計画策定までの日とする。ただし、任期中に前項に掲げる職を離れたときは、委員を辞職したものとみなす。

3 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長及び副委員長それぞれ1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集する。

(幹事会)

第6 委員会の所掌事務を補助するため、幹事会を置く。

2 幹事会の運営に関することは別に定める。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、健康福祉担当課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は平成19年3月2日から施行する。

## 葛巻町地域福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	団 体 名	役職等	氏 名	備 考
1号 関係団体等 の代表者	葛巻町社会福祉協議会	会 長	辰 柳 敬 一	副委員長
	葛巻町民生児童委員協議会	会 長	觸 澤 進 一	
	葛巻町自治会連合会	副会長	吉 澤 明	
	葛巻町老人クラブ連合会	会 長	中 村 正 治	
	葛巻町女性団体連合会	会 長	近 藤 とし子	
	葛巻町保健委員協議会	会 長	高 家 章 子	
	葛巻町食生活改善推進員議会	会 長	柴 田 幸 榮	
	葛巻町健康づくり推進協議会	会 長	西 島 康 之	委員長
	ボランティアセンター運営協議会	会 長	下 道 和 身	
	葛巻町PTA連合会	会 長	山 本 一 英	
	葛巻町商工会	会 長	吉 澤 信 光	
2号 その他地域福祉 推進に必要と 認める者	誠心会介護保険事業センター	居宅支援 室 長	田 澤 真 澄	
	小規模多機能型 居宅介護支援施設 マイホームくずまき	介護支援 専門員	茶 家 久美子	
	地域安心生活支援員兼 生活支援コーディネーター		合 原 實 榮	

# 関 係 法 令

地方自治法（昭和22年法律第67号）

## 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。

社会福祉法（昭和26年法律第45号）

### （目的）

**第1条** この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

### （福祉サービスの基本理念）

**第3条** 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

**【改正社会福祉法】（平成30年4月1日施行）** \_\_\_\_\_改正部分

### （地域福祉の推進）

**第4条** 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下、「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会か

らの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

#### **（福祉サービスの提供の原則）**

**第5条** 社会福祉を目的とする事業を営業者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

#### **（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）**

**第6条** 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営業者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

#### **（包括的な支援体制の整備）**

**第106条の3** 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

## (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）抜粋

### 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

#### (4) 地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。



## 用語解説

- 地方創生** 第2次安倍政権で掲げられた、東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目標とした一連の政策のこと。
- ニッポン一億総活躍プラン**（平成28年6月2日閣議決定）

平成28年6月2日、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会を目指すため「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されました。このプランは、我が国の経済成長の隘路（あいろ）の根本にある少子高齢化の問題に真正面から取り組むもので、日本経済に更なる好循環を形成するため、これまでの三本の矢（大胆な金融政策、機動的な財政政策、投資を喚起する成長戦略）の経済政策を一層強化するとともに、広い意味での経済政策として、子育て支援や社会保障の基盤を強化し、それが経済を強くする、そのような新たな経済社会システムづくりのこと。
- 地域共生社会** 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで住民一人ひとりの暮らしといきがい、地域をともに創っていく社会をいう。（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料）
- 高齢者健康福祉計画** 高齢者の施策全般にわたる計画。
- 障がい者福祉計画** 障がい者のための施策の基本的な計画で、障害者基本法に基づく計画。
- 子育て支援計画** 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする計画。
- 健康くずまき21プラン** 町民一人ひとりが自らの生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取り組み、健康寿命を延伸することをめざした21世紀の健康づくり計画。
- 自殺対策計画** 平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、全ての都道府県と市町村が地域の実情に応じて、自殺対策計画の策定が義務付けられた。
- 地域密着型サービス** 平成18年4月1日、介護保険法が改正され、今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者が、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるように創設されたサービス体系です。市町村が事業者の指定や監督を行い、その市町村に居住する者が利用対象となっています。
- ノーマライゼーション** 障がいのある人も高齢者も社会の一員として、一般の人々と同様に通常の生活ができるようにする社会づくり。
- 2025年問題** 団塊の世代が75歳を超えて後期高齢者となり、国民の3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上という、人類が経験したことのない「超・超高齢化社会」を迎える問題。

■**高齢者等外出支援（タクシー利用助成）事業（町）**

在宅生活を送っている75歳以上の高齢者及び重度の障がい者に対して、町内でタクシーを利用したときに、タクシーの一部を助成。

■**特別支援学校等通学通所支援事業（町）** 町外の特別支援学校に通学する児童及び生徒の移動手段を確保し、子育て世代の送迎負担を軽減するため、スクールバスを運行。

■**ICT**（Information and Communication Technology の略） 情報や通信に関する技術の総称。ITに代わる表現として広く用いられている。

■**ケースワーカー（CW）** 福祉事務所の生活保護担当課で生活保護に関する業務を行う人のことをいう。

■**シルバー人材センター** 高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められ、原則として市区町村に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または簡易な業務を請負・委任の形式で行う公益法人である。

■**バリアフリー** 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で使われだし、現在では障がいのある人だけでなくすべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられている。

■**ユニバーサルデザイン** 年齢・性別、身体、国籍など、人々が持つ特性や違いを越えて、はじめからできるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境、建物、施設、製品等のデザインとしていこうという考え方。

■**ネットワーク** 一般的意味として放送網・通信網・回線網だが、関係分野における情報網による連絡組織をいう。

■**小地域見守りネットワーク活動** 自治会が中心となり、「見守り小ネット」を組織化し地区内の見守りを必要とする人を対象に必要な活動を行う。

■**グループホーム** 地域社会の中で共同生活を営むことを希望する知的障がい者・精神障がい者に対し、世話人による食事の提供など日常生活を援助し、自立と地域生活を支援する生活の場所。

■**傾聴ボランティア** カウンセリングの基本を学び、心をこめて話を「聴く」ことで、相手の孤独感やストレスを和らげ、お互いの生きがいづくりにもなるボランティア。

■**ゲートキーパー** 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

■**コミュニティ・ソーシャルワーカー（CSW）** 地域内で、生活上の支援が必要な人の状況を把握し、行政や地域住民と連携して様々な支援活動を行う専門職。ほぼ同じ役割を担う専門職を地域福祉コーディネーターともいう。

■**特定非営利法人（NPO法人）** 民間非営利団体・民間公益組織。利益追求や利益配分を行わず自主的・自発的に活動する、営利を目的としない組織、団体の総称。

- **IWATE・あんしんサポート事業** 岩手県内の社会福祉法人と各市町村の社会福祉協議会が連携・協力して様々な生活課題を抱える皆さまの相談に応じ、日常生活上の福祉的な困りごとの解決に向けて支援していく社会貢献（地域公益）活動。
- **認知症カフェ** 認知症の当事者やその家族、知人医療やケアの専門職、そして認知症について気になる人が気軽に集まり、なごやかな雰囲気のもと交流を楽しむ場所である。
- **認知症初期集中支援チーム** 認知症の方とその家族に早期に関わり、早期診断・早期対応に向けた支援をする介護や医療の専門家によるチーム。
- **権利擁護事業** 認知症、知的障がい、精神障がい等によって判断力の低下した人が、自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助を行うことによりその人の権利を擁護することを目的とした事業。
- **成年後見制度** 認知症や知的障がいなどのために判断能力が不十分な人について、住み慣れた地域で自立して生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理、通帳や証書類、印鑑等のあずかりサービスなどを行う事業。
- **要配慮者・「避難行動要支援者名簿」** 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する方を「要配慮者」といい、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿（「避難行動要支援者名簿」）の作成を義務付けられている。





## 第2次葛巻町地域福祉計画

【平成30年度～平成39年度】

発行 岩手県葛巻町 健康福祉課

岩手県岩手郡葛巻町葛巻16-1-1

TEL 0195-66-2111 FAX 0195-67-1060